

◎開議の宣告

(午前10時03分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

当局より、総合政策課長より遅参の申し出がございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、発言の申し出がございましたので、それを許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君） 若干、ちょっと時間をいただきまして、大変な大雪になりました。大雪のことにつきまして、今の状況をちょっとお知らせを申し上げさせていただきたいと思えます。昨日より、県含め、関係機関との、テレビ会議等々を通して情報収集しながら、町内の皆さんには注意喚起を、広報をもってやっておりますけれども、昨日、若干、塩ノ岐方面ですね、停電が1件ございました。朝、先ほど、通電ができたということで連絡ありましたが、状況はそういう状況でございます。しかしまあ、そしてあの、先ほど、大雪警報の解除にはなりましたが、たぶんまだ今日も、また明日にかけても降るのかなということでございますので、教育長を通しながら、学校の子供達の通学及びそういったところに、非常に安全性を確認しながら、それぞれ通学していただきたいというような通告もさせていただいております。尚一層、皆さん方もですね、地元からいろんなご意見、またご要望や苦情等々もいくかもしれません、それ、また何かありましたら、こちらのほうにもお知らせいただきたいし、そういった意味で、改めてここにいる職員にも、またそれぞれの地域の見回りや情報確認に一段と注意をしながら努めていただければなというふうに思っております。一言だけお願いいたします。

以上です。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合は最初に一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたしますのでよろしく願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

4番、山岸フミ子君の一般質問を許可いたします。

4番、山岸フミ子君。

〔4番 山岸フミ子君 登壇〕

○4番（山岸フミ子君） 一般質問、通告書に基づき質問させていただきます。

学校給食の無料化について質問いたします。質問の趣旨としましては、1年前に同じことを質問しています。地産地消との組み合わせで、一部、給食費の軽減を実施して、現在はしておられます。少しでも軽減されたことに保護者から大変喜びの声を聞いております。給食費の完全無料化実施は、町長答弁では多くの方々の意見を聞く必要があると言われたが、その後、意見を聞かれたのか伺いたいと思います。

前回、質問をした翌日に、金山町では完全無料化を表明し新聞報道されました。各地域でもその動きが多くなっていると聞いています。予算・決算の動向をみると、過大な予算をして、決算では不用額として処理されています。確かな予算を立てることによって、他の施策にまわせるのではないかと。町の宝である子どもたちの健全育成、子育て支援の一助に役立て、少子化対策、とりわけ出生率を高めるための子育て環境整備を進めるために、当初予算を組むべきであると思います。今年度の子どもの出生数は全町で、これは訂正いたします。14人ですね。訂正して、14人と聞きます。将来不安をますます強く感じています。小中学校の給食を完全に無料化した場合、どれくらいの金額が必要であるかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 山岸議員にお答えいたします。

学校給食の無料化の件についてでございますが、これまでも学校給食費無料化へのご質問をいただいております。今年度から新たな取組みとして、地元食材の利用率を向上させ、地域農業の振興と食育教育の充実を推進してまいりました。こうした事業の取組みにより、一

食あたり、小学生70円、中学生80円の負担額軽減につながっているところであり、子育て支援の一助となっておりますと考えております。また、町民の意見につきましては、私も様々聞いておりますが、なお、詳しくは教育長に指示をしたところであります。

次に、小中学校の給食費を完全無料化とした場合についてのご質問であります。現在の食数で算出しますと、小学校分が1,280万円、中学校分が840万円となり、小中学校合計で2,120万円となります。今後の学校給食費につきましては、施設整備費や人件費以外の食材費などは保護者が負担するという学校給食法で原則的に定められておりますので、その理念に基づき学校給食運営を行なってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 答弁書を見ますと、前回と同じような答弁でございました。去年の9月会議でも質問して、これで3度目になります。その後、地産地消を、先ほども言いましたが、地産地消を利用して、食費の軽減を実施され、野菜生産者、生徒の保護者から大変喜ばれているということです。9月会議での町長答弁で、地域産業の振興をどう図り、只見愛の心を持った地域人材をどう育てるかが大切である。この両者を繋ぐのが、地産地消による食育である。この積極的活用で地域の振興が図られ、さらに子育て支援、少子化対策の施策のひとつになり、その観点から給食費支援を検討するという事で現在軽減されているものです。私はこの地域の活力も含めながら、そういう施策をとということには同感であります。今、給食センターに納められている農家の方々は、子供達に新鮮で無農薬の野菜を食べてもらい、健全な成長を願い、野菜作りに頑張っておられます。そして、それを生きがいにしておられます。子供達が心身ともに健全に育成することは、保護者だけでなく、町民全体の責務であると思います。この点で町長、どう思われますか。お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、議員おっしゃったとおりの考え方、私もまさしく同感でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 一つの例を申し上げますと、栃木県の大田原市では、2年前からこの完全無料化を実施しているそうです。子供達が心身ともに健全に育て上げることは町民全

体の責務だとして、保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために、地域社会全体で子育てを支える方策として、無料化は意義深く、大きな価値あるものとしているようです。このことは、NHKクローズアップ現代という番組で紹介されたり、方々のほうから視察に来られているそうです。そして、その他町村にも誇れる施策として継続することになっているようです。大田原市ではこの無料化をするにあたり、2010年に文部科学省学校健康教育課健康教育企画室学校給食係に問い合わせられたそうです。学校給食法では、給食に関わる経費の負担区分を定めている。学校給食費とされるのは、食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。先ほども町長が述べておりましたが、しかし、これは経費の負担区分を明らかにしたものであり、法律の趣旨は設置者の判断で、設置者というのは町長です。保護者の負担を軽減や負担なしをすることは可能とされているようです。保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。また、負担軽減の手続論まで定めていないので、軽減の方法に制約はない。これを踏まえて、法的に問題はないとして学校給食サービス事業費補助金交付要綱を制定し、事業を実施しているようです。設置者である町長の判断でできるものとしています。学校給食は、今や、食事のあり方、栄養の知識、旬の食材、地域の食文化などを伝えることを称して食育ということではないかと思いますが、今や、食育は教育の一環として位置づけされているものと思いますが、教育長、簡単に、この点の、私、確認したいと思いますが、伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 何点かあったと思うんですが、まず一つは、学校給食法の11条の関係であります。今ほど、お話ありましたように、その学校給食法11条には、給食を実施するにあたって、どういった形でそれぞれ協力をしながら、給食をより良くするために、どういう形で負担をしたらいいのかということが法的に定められているというのが11条の趣旨であります。そういった状況がありながらもですね、先ほど、文科省からの回答というのがありました。これはかなり古い段階で、今でいいますその健康づくり系のほうから通知分として、これはあの、先ほどお話ありました、いわゆる設置者の判断で、その裁量権があると。設置者の判断で裁量権があるという通知文は出ている状況にあります。そういう意味で、負担区分について最終的にどうするかという議論になりますと、今ほどのような形の長の判断という状況になると思います。尚、先ほど、ちょっとお話ありました、保護者負担を食材料費と光熱費というふうにお話ありましたが、これはあの、法的にそういった状況になってお

りますが、本町の場合は光熱については町負担という形で、食材については一部負担していただく、そういった状況になっております。最後になります、給食についての重要性については、今ほどお話しいただきましたとおりであります。私ども、三つの目標を持って食育を推進しております。一つは、食べる力を子供達にどう育てるか。それから二つ目は、先ほど、只見愛というお話ありました。やはりこれは郷土愛、地元のを、生産者と交流したりしながらですね、そういったその郷土愛と、只見愛というものを育てる。最後は、やはりその、感謝ですね。生き物をいただくわけです。生き物の命をいただくわけです。あるいは生産者が一生懸命、苦勞して育てていただいた食材をいただくわけですので、感謝。そういった三つの目標を持って、現在、食育を推進しております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） この、いろんな法律的問題があるけれども、やはり長の判断だと、教育長は言っておられます。それで、この食育というのは、どういうふうな位置づけされているのか、ちょっと今、聞き洩らしたか、何かわかりませんが、もう一度おっしゃって下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 食育の位置づけにつきましては、教育活動の一環という形で位置付けております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 食育は教育の一環だということです。学校給食イコール食育、食育イコール教育として考えた場合、私は法律では義務教育は無料とすると明記しているが、その精神に立てば、学校給食は教育の一環ということで位置づけられているものだと私も思います。ということであれば、これは町長の判断で、この無料化はできないものではないと思っています。それで、前回の質問でも、今後の経済的状況と財政的な状況の中で検討していきたいとのお答えでした。私は、もし給食費の無料化をする、その財源の話をしみますと、25年度の決算特別委員会での監査委員、または特別委員会での審査結果で、多額の財政調整基金、休眠基金の用途の問題、そして不用額の問題が指摘されておりました。基金は財政運営上、計画性に努めること。休眠基金を使って町民福祉の向上に積極的に投資的事業の充実を図ること、と指摘された経過があります。不用額に関して当局は、見積もりがあまかったものもあると認めておりました。私は多額の不用額を出すような予算見積もりではなく、しっか

りした調査の下に見積もりを立てることで、他の施策の充実や拡充をすることができると思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 食育の位置付けは、今、教育長申し上げましたように教育活動の一環であるというふうに私も思っております。そこで昨日の一般質問の中にもありましたが、私もこの件に関して、いわゆる無料化ということそのものに対する私の考え方を若干、述べさせていただきました。したがって、財源の問題も当然、考慮しなきゃいけませんけれども、第一番目は財源ということではございません。休眠基金とおっしゃいましたが、基金に関しては昨日いろいろと、6番議員との、課長とのやりとりの中で基金の性質や性格や、またそういうあの、基金の状況というものはご理解いただけたかなというふうに私は思っております。それで、問題は、勿論あの、私もあの、教育法に、給食法に定められているひとつの原則的なものを踏まえながらも、最終的には無料化にするか・しないかも含めて、長の判断でできるということも知っております。しかしながら、教育ということの流れで、食育という、教育ということを考えた時に、私はやはり、子供から大人になっていく中で、ひとつの子供の育成や教育という観点から立った時に、こういったことを言うのもおこがましいと思われるかもしれませんが、やはり、人間が形成されていくには、社会に大人になっていくには、負担と受益ということの関係も私は学んでいかなきゃいけない。そういった意味での教育の一環という広域的な捉え方を私はしております。食を通した食べる力、きちんとした食事をとるという習慣を身に付けるという意味での食育や、食べるということに対する、食べるという、いわゆる私達は他の命をいただいているわけですから、そういったものに対する感謝、またその食べ物を作っていただく方々に対する感謝、それぞれの意味での思いがございしますが、やはり、感謝という言葉も、それには自分の親であり、地域であり、まわりに育てられている、いろいろと骨を折って、自分の親も骨を折ってやはり自分を育ててくれているんだなというようなことが、そういったことがやはり感じられるということも大事だろうと思います。また、父兄の方々にとっても、こういった給食費の問題を含めながら、また給食の内容を含めながら、給食審議委員会を通しながら、そのメンバーになっていただきながら、1円・2円の給食費の検討もされている状況もわかっております。限られた予算の中でどれだけ良いメニューを作ろうとか、そういう議論をする枠のある中で、最善のことを導いていくためのような、審議なり、議論なりしながら、そういったことの苦労も分か

ち合いながら、そしてそういったことが総合的にいろんな形の中で、家庭においても、親子の関係であったり、そういったことを繋げながら、総対的な教育という大きな広い意味での一環だということを私は思うわけであります。ですからそれは、私の個人的な考え方でしかないと言山岸議員は思われるかもしれませんが。たしかに、他の町村や、今、紹介がありました栃木県の実例のように、それは文科省や、いろんな、マスコミ上、取り上げられ、評価され、表彰も受けたという事例もあるでしょうけれども、私としての意見、考え方ということは、そういったところもあるということも昨日も申し上げましたし、今も、ただ単にお金も問題であったり、無料化というものの自体が、昨日も申し上げましたが、私にとってはベストな方法ではないと。受益と負担ということの、社会のあり方ということの繋がりの中で、こういったことも私は考えて、それぞれの施策の措置をすべきだろうというのが私の考えであります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 町長は受益と負担の問題で出されましたけれども、私は別の観点で、その完全無料化を言っているわけですが、そこでの食い違いもあるのかとは思いますが、その苦勞を分かち合うということも言っておられました。今、給食センターのほうでは、野菜の搬入者とか、その食材の搬入者との交流、そういうことで年に1回だか2回、給食を一緒に食べて、その感謝の気持ちを表したり、いろんなことをその場でしているようです。そういう場も設けておられます。ですので、まったくその、生産者の苦勞とか、親の苦勞をわかってないということはないと思いますが。

あとは財源の問題ですけれども、昨日もいろんな方からそういう問題を指摘されておりました。私はあの、町のお金は町民から預かったものである。で、私、その予算での感じたことは、過大な見積もりをして、そして、余ったから不用額にしてしまう。普通、私はあの、きちっと見積もりしたうえで、それで足りない分はきちっとした調査をして、そこでまあ、まあ当局で言えば補正をするということだと思っておりますが、そこら辺がやっぱりあまいのかなと思います。そういうところをきちっとすれば、そういう、今、町長の答弁で、小中学校合わせて2, 120万という金額を出されていますけれども、この金額は予算計上してもおかしくないんじゃないか。できないことではないんじゃないかと思っております。

まあ、それから、昨日の大塚議員の質問の中で、町長は人口減少はやむなしとのお答えがあったと昨日聞きました。町長が人口減少やむなしと。どうしてこういうこと言えるのかと。

こんな、町長があきらめたようなその言葉を発したら、町民は本当に不安になって、益々不安になると思います。若い人もそんな町にはいられないということで、離れていくんじゃないでしょうか。何故、希望を持てるような施策、言葉が言えないものかと私は思います。以前の私の質問、または昨日の藤田議員の質問でも、町長は、給食費の全部無料化はいかがなものかと言われていました。先ほどもそのような理由を言われておりました。前段で申しましたが、法律的には何も問題ないということで他町村では実施されています。こういうことをやることも町長のリーダーシップのひとつと私は思いますが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 財源の、いろいろ不用額が出るということ。これはひとつの、その他の施策も含めて、財源措置する、予算措置するという観点について、それはあの、まさしく気を付けなきゃいけないし、十分心得てやらなきゃいけないというふうに思っております。しかし、そのことと、そこからそういった状況であるから、お金が完全、給食の完全無料化にまわせるんじゃないのかということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、財源がどうのということも第一義的に考えて私は無料化をしませんということを申し上げているわけではありませんということは、ひとつしっかり受け止めていただきたいと思っております。それは先ほど申し上げたとおりの考え方でございます。

それからもう一つあの、この誤解もやはり、解いておいていただきたいと思っております。言葉上、人口減少やむなしと表現したかどうか。いろいろ、どういう表現したかどうかがあるでしょうけれども、私は、今の世の中、人口減少が、少なくとも事実として、ここ何年かはその方向に向かっていると。だから、その事実を直視して、何をしなきゃいけないかを議論しましょうねということの趣旨での意味なんです。ただ私がアドバルーン的に、そういったことをどうのこうの、人口減少、もうストップするんだと、人口減少止めて増加するんだとか、というようなことではなくて、やはり、それは議員だって、たぶん、わかっていらっしゃると思いますが、この人口減少の状況の流れの中で、それは少しでも少しでも抑え、それを歯止めをかけるようなこと。そして、いち早く、ある程度、一定的な、安定的なところに落ち着けて、そしてひとつのそういった流れの中での社会の只見町のあり方をどういうふうにしたらそれが持続可能な社会維持が可能なのかというようなことを議論していかなきゃいけないという意味を言っていること、事実の認識の中に基づいてどういう方策を取らなきゃいけないかというような意味で言っているんであって、やむなしと、人口減ったってしょうがない

んだと、何やったって人口減るんだという、そういうあきらめから言っている言葉ではないということだけは、ひとつこれはあの、そういうふうを受け止めてください。これは非常に、そういう受け止め方をされて、またそういうことを言ったと、言っているんだということを広聴されるのも私としても心外でありますので、このことだけははっきり受け止めていただきたいというふうに思います。

そういったことも含めながら、私としての考え方は、山岸議員にとっては無料化が施策としての最高の、ベストの施策なんだというところに立って議員はおっしゃっているわけです。私は施策の考え方として、無料化そのものがベストではないというのが、私はそういった考え方に立っているということを申し上げているわけでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） まあ、人口減少のことでの町長の答えでしたけれども、まあ、今何をすべきかということ議論すべきだということをおっしゃってますが、私は今それを議論しているわけですね。なにしろ、今もう、手遅れになっているかとは思いますが、もうこれを何年も前から私は言い続けているんですが、早くその、少子化の対策を早くとってほしいということによってきました。で、その、何をすべきかということは、やはり、この先、どんどん減少して、人口が減少していくわけなので、その少子化を食い止めて、若者定住施策には、これが、給食費の無料化が有効ではないかと私は思っています。

それから、前回の町長の答弁の中で、安心して子供を産み育てることができる支援が必要であるということも言っておられます。先日、町の実施計画が出されました。これはまだ、あれのものではない、これから作り上げていくものだというあれもありましたけれども、27年・28年度の実施計画の中身を見ますと、子育て支援に関わる、昨日も言っておりましたが、新規事業として1件、130万ほどの予算でした。そして28年度は新規事業はゼロです。きめ細かな施策や支援と言われますが、それを実行する確実なものは予算計上であると思います。その予算計上されてこそ、少子化、子育て支援の言葉が生きてくるものだと思います。ほかのハードの施策には何千万、何億というお金がポンポンと出てきますけれども、そういうソフトのところでは、本当に金額的に少ないものだと私は思っています。まあ、少子化、高齢化問題は、本当に一体のものである。藤田議員も昨日言われていましたが、緊急事態。本当にもう、昨日の町長は、段階的にそういう施策をするということですが、どんどん手遅れになってしまうのではないかと私は思っています。福祉施設は造ったが、働き手がな

くて、建物だけが残る町にしないよう、子育て支援の予算をもっと増やして、思い切った施策をし、町づくりにするべきだと思います。まあ、はっきり言わせてもらいますけれども、先ほども言いましたが、今、優先すべきはハードより人ではないかと私は考えております。そして、前回の教育長の答弁の中で、経済的な状況の中で今後の給食費の対応を考えていかなければいけないと言われておられました。ご承知のように、消費税のアップ、それに伴い公共料金、物価の値上げ等、益々家計は圧迫されています。大変厳しいことは想像されます。また只見町は車がないと移動が困難なところ。冬は暖房費もばかになりません。様々な経費が他の地域と比べて余計かかるのではないかと考えております。学校給食無料化は地産地消で農業の振興を図り、生きがいつくりになること。保護者への経済的支援になること。子供達の健全育成または食育に繋がること。この3点が活かされる事業であると私は思います。そして、少子化は町全体の様々な福祉施設、医療施設。これからどんどん人手がいる中で、少子化対策、老後の問題、併せて考えなきゃならない一体性のあるものだと私は思います。兵庫県の相生市のことを話しますが、2011年度に子育て応援都市を宣言し、学校給食無料化に乗り出し、転入者増、転入者数が転出者数を上回る社会増に転じて、少子化対策、人口減少対策としてもおおいに意義あるものとして実施になっております。私は来年度の当初予算に組み入れられるよう強く要望し、最後に町長の答弁を求めて終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 議員のひとつの立場として、それぞれの、子育ても、医療も、福祉も、年寄り対策に対しても、いろんな生活の立場から捉え、ご心配されて、意見を述べられているということは、私も強く受け止めさせていただきます。しかし、どういうふうにしても、私の考え方も先ほどらい申し上げているということも、申し上げさせていただいているわけでありませう。

それで、またあの、新年度事業が、新規事業が子育て、もしくは子育てに関して、新規事業がたった1件しかないんだと、そのわずかな金額だというお話でありましたが、これまでもひとつの取り組みというのは、支援していくというのは、これまでも積み上げてきた施策を継続していくということも、これもひとつの支援をやっていくということなんでありませう。ですから、新規事業がたった一つしかないから、力が入ってないとか、そういうことではなくてですね、総合的にいろいろと、出産の時から始まって、子供の学校に上がるまで、小学校に上がるまで。それから小学校に上がってから中学校卒業するまで。そしてまた中学校卒

業してからまた高校卒業するまでという教育の分野においても、こういった食事、給食の関係においても、または昨日も申しあげました子宝祝金のことも含めて、医療費や、その他いろいろの、それぞれの立場に応じた中で、広く薄くということになるかもしれませんが、多くの課題を取り上げて、それに対して相当の軽減化ということを含めて今まで一つ一つ、改善と改良と、それを図ってきたわけです。そういったことの流れを含めて総合的に、なかなかこれ1点を捉えて、これだけで子育て支援であるとか、または出生率が上がるんだというようなことではないとは思いますが、そういった総合的な中で施策が組み合わさって取り組んでいるということもご理解いただきたいなというふうに思います。それはあの、今後、いろいろと議員のおっしゃっているようなことも含めてですね、ただ私は、原則は、私個人としては、無料化というのは、先ほど申しあげましたように、ベストだという立場にはなっておりませんが、しかし尚一層、こういった地産地消なり、食育というものを含めた時に、尚、地元の方々と、さらなる充実であったり、内容であったり、どういうことができたなら、さらに今、議員がおっしゃっているようなことにも、無料化ということでない形であったとしたって、さらなる加えるべき事項あるのかなというように、教育委員会共々、一緒になって考えて取り組まさせていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） すみません。質問を終わりますと言いましたが、ひとつ聞き洩らしたことがあるので、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○4番（山岸フミ子君） まあ、質問のところに、町民の方の意見を聞くということをおられまして、それは教育長に指示したところであるということですが、今まで、それは、そういう町民の声を聞いたりしてなんかしておられるか、今後どうするかということをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） これにつきまして、町長のほうから指示を受けまして、様々なところでご意見をいただいております。またあの、先ほどあの、ご質問の中にもありましたように、今回、一部給食の軽減ということで、非常に喜んでいただいていると、これもまた私達のところに届いている状況で、議会の皆様方のご理解いただきましたこと、本当、感謝申し上げたいと思います。町民の声、様々な場がありますが、私ども教育委員会定例会の中では、

議題について議論すること、勿論しておりますが、その1項目の中に町民の声からという項目を設けまして、各委員さんが様々なところで、町民の方々から意見を聞いていただいたもの、小さなことから大きなことまで、全て各委員さんに毎月1回出していただいている状況があります。そういう中では、給食についても評価いただいているご意見が非常に多くありました。それからあの、もう一つは、先ほど給食センターのお話もありましたが、学校給食センターには運営委員会というのがあります。そこには学校関係あるいはPTAの方、あるいは学識経験ということで町の中の団体の方もおられまして、そこでは毎年、給食費についてのお話し合いをしていただくことがあります。そういう中でもですね、意見をいただいております状況ありました。それからあと、これは町の三つの、四つの小学校の中に、それぞれPTAがありまして、連合的に組織をつくっている町連Pという会があります。そこでも私どもに毎年、様々な要求をいただいている状況があります。そういう中でもあの、給食について評価いただいている声ありますが、そういう中でお互い意見交換をして、今後、より良い給食の運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

○4番（山岸フミ子君） ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、山岸フミ子君の一般質問は終了いたしました。

続いて、7番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

7番、酒井右一君。

〔7番 酒井右一君 登壇〕

○7番（酒井右一君） 一般質問の通告に基づきまして質問いたします。

只見町の少子高齢化について。今年度、平成26年度、町長の所信表明において、豪雨災害から3年間を集中復興期間と定め、それは未だ厳しい状況にあるとしつつ、尚、重点課題を三つに絞り、その1番目を人口減少対策であると表明されました。今年度予算、もはや収束期を迎え、この問題に関する実績や方向付けが、ただ気になっておるところであります。所信表明で約束した点について、実績や方向付けができた施策、あるいは着手した事業はあるのか。とりわけ、とりわけ高齢者の在宅での生活支援策はあるか。また、今後、新たな施策や事業を考えておられるか詳しく伺いたいと思います。

それから、議会にお願いがあります。資料を、説明資料を配付させていただきたいと思いますが、お許してください。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配布]

○7番（酒井右一君） いや、それは見ていただければ結構ですので、進めていただいて結構です。

資料配付を待たずに進めていただいて結構でございます。

回答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、7番議員酒井右一君の一般質問に対して、町長の答弁をお願いいたします。

町長。

[町長 目黒吉久君 登壇]

○町長（目黒吉久君） 酒井議員にお答えいたします。

高齢者の在宅での生活支援につきましては、低所得者等への冬期間の生活支援対策として商品券を給付する福祉商品券給付事業を拡充し、今年度より1世帯当たり1万円に増額しております。また、安心して冬期間の日常生活が営めるよう除雪支援保険事業では、開始時は事業者数15事業者により92件の利用者に、また平成25年度には42事業者で235件の利用者の方々に対応しております。高齢者等住宅屋根除雪費助成事業では23件の利用、緊急通報システムの貸与事業では月平均85件、寝具洗濯乾燥消毒事業では91件、介護用品支給事業では80人の利用者の事業を行っているところですが、併せて、町においても高齢化が進み、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯の割合も多い状況でありますので、集落等地域においては、高齢者等の現状も把握しやすいことから、隣組や集落内での共助や見守りのあり方も大切なことだというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 続いて、ご質問というか、まあ、感想を求めまして、今回の答弁内容の後段において、まあ、一口で言えば、住民の共助、自治、見守り等、集落地域の最小単位、自治体の最小単位は市町村であります。集落においてはやはり、隣組というものが存在しまして、非常に大きな相互扶助の絆があると思います。ここに踏み込まれて、こことひとつ一緒にやろうという姿勢が見えたことは、私としては非常に、まあ、今までの答弁の中では斬新な答弁だなと。まあ、つまり、私の配付しましたこの資料は、説明するべき段階ではまだありませんけれども、隣組の数が、調べたところ、300隣組とありまして、単純にその隣組に支援員が20万弱を対価としていただいて、暮らすということになりますと、3

00人の雇用が生まれ、その300人には夫なり妻がいると。そういう中で、自分の家のある近辺のお年寄りの世話をする。あるいは体の不自由な方の世話をしていくと、そういった、いわゆる財源が地域でまわる。そして、まわった財源がまた税収で上がるというふうなことで、少子化、高齢化、そういったものに対抗できるのではないかと。これについては、私、試算したのものも持っておりますが、とりあえず今日はイメージだけお話ししたいと思います。ハードよりソフト、つまり人々の福祉、医療の向上、安全安心な暮らし。山岸議員がおっしゃっていましたが、これこそが自治体の基本であると思います。そこで、人々の安全な暮らし、医療、基本的な人々の暮らしを守っていくために、我々は今、何をしたらいいのかということではありますが、皆さん、今回の一般質問は非常にその、将来に対する不安であると思いますが、福祉、医療の面について扶助をしていただきたいと。扶助についての要望がいつになく多かったと思います。私の質問もそうであります。扶助をお願いするものであります。

お伺いしますが、今の第六次振興計画が、これは、18年の3月に発行されたものでありまして、10年のスパンでものを語っております。これがもうすぐ終わります、私の経験から言うと、もう既に骨子に着手、基本構想の骨子に着手しているはずであります。只見町の今後10年、10年後にあたる2025年には、只見町の人口の形態、動態、いわゆる高齢化率、さらには75歳以上の人口に占める割合、65歳以上の人口に占める割合等を、どうなっているのか。これは勿論、日本でも信頼のおける社会保険人口問題研究所等やっておりますし、当然あの、そういったものに対して町はいろんな要素を加味しながら構想を描いておられると思います。まず1点お伺いしたいのは、10年後、2025年頃、只見町の人口が高齢化率等含めましてどうなっているかお伺いいたします。

振興計画の分野であります。

○議長（齋藤邦夫君） 事務当局のほうでどなたか。

総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 只見町の今後の人口の推移の予測という点でありますけども、10年後、2025年。こちらにつきましては、今ほど議員からもありましたように、国立社会保障人口問題研究所の推定がなされておまして、これについては非常に制度の高い統計調査であるというふうに言われております。それによりますと、2025年度、平成37年になるわけですが、その時点での町の人口としては3,840人といったような試算がな

されております。これにつきましては、10年後ということで、今現在、2015年に比べて、約16パーセント減ると、そういう見通しになっておるようです。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） この統計では3,840人と。そして65歳以上が49.3パーセントを占めていくと。70歳以上は34.4パーセントというふうに示されております。この時点で東京の人口構成はどうかといいますと、いわゆる65歳以上人口は10パーセント台であります。そのようなことでありました。そこで、その、非常に危惧されるということで、今後についてお伺いしたいわけです。年金生活者の受給年金額を国民年金の一人当たり年額と、厚生年金の年額。この年額の平均値を現在おわかりになればお知らせいただきたいと思っております。勿論あの、国民年金機構で把握されている金額。またはそれ以外の共済年金、企業年金等のものを含めたものの数字も、もし押さえてあればそれも含めて数字をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） お尋ねの国民年金の受給をされている方の金額であります、国民年金だけをかけて、今現在もらってらっしゃる方の平均は、年金事務所にお聞きをいたしましたところ、67万1,050円程度だということであります。それ以外の年金事務所での統計であります、これは厚生年金ということになります。共済年金であるとか、企業年金。これは含みません。いわゆる厚生年金部分のある方、厚生年金と国民年金のある方、あるいは厚生年金のみの方ということになるかと思っております。従来考え方ありますと。その方の平均としますと、一人当たり108万5,000円程度という数字だそうであります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今、説明あったとおり、40万からの生活費の差がありまして、只見町における国民年金というか、いわゆる年金機構から支払いを受けている人が大半であります。それ以外の方々の、年間いくら年金をもらっている、共済年金、企業年金含めると、高い方で300万台、私ら、お宅様方ら、将来、得る年金というのは200万。二百二・三十万になるという状況であると。そういう中において、国民年金の皆さん方が、今おっしゃったとおり60万台であるという現実を踏まえて、大多数の国民年金、社会保険機構からいただいている只見町の人達がいっぱいいると。その中でお暮しになっていると。そしてこの

豪雪であるという実態を踏まえた話であります。

続きましてあの、今、只見町内の住民税、非課税世帯と均等割世帯の合計が何世帯ありますか。お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 26年度、住民税を課税をさせていただいております世帯について申し上げます。今現在であります、住民税の非課税の世帯、693世帯であります。

そのほかに均等割のみの世帯。これが169世帯。合わせまして非課税、均等割のみの世帯合わせまして862世帯であります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 先般あの、私ごとで恐縮ですが、私、酒井右一の質問はわかりにくくて困ったと。もう少しわかるように話せという、かつての職場の先輩が助言をしておりました。踏まえて申し上げます。

このような状況の中では、やはり東京の暮らしとはわけが違うんであります。半年、生活するに対して、作物が上がらない。農業といたって、半年間は凍土の中に暮らしておると。大規模農家として潤沢な収入を得られておられる方々は、その冬期間の6ヶ月をそれなりに過ごされ、それなりに預金もされ、それなりの将来設計を立てられると。しかし、大規模農家というのは、先日、資料要求をしたところ、皆さんのところに資料ありますから、せいぜいで2・30件であります。こういった状況の中で、寒さと貧困の中で、言い方悪かったので訂正いたします。寒さと窮状の中で暮らしておられる方が大多数であります。扶助をいただけませんか。助けていただけませんか。具体的に申し上げます。これあの、福祉サービス向上事業という事業を設けまして、この事業に三つの項目を付けました。三つをパッケージとして福祉サービス向上事業というふうに呼ばさせていただきますが、まず一つ。現行の福祉商品券の交付要綱を改正して、これ所得要件があるんですね。所得要件を均等割世帯まで拡大したうえ、一人当たりの交付金額を今年度より倍増していただけませんかということ一つです。この件について、多大な努力をされておるといえるのは、決算書を分析しましたところ、大変、目黒町長の努力、よくわかるんですよ。除雪支援事業、灯油補助事業、高齢者屋根除雪事業、福祉商品券事業。平成20年度では300万でしたが、それらの予算は25年度決算では1,300万にも上っております。でありますから、非常に努力されているのはわかります。しかし、前段申し上げましたこの方々の窮状を救うには、あまりにも保障額であ

ります。ということであります。一般の方々は200万も、300万も年金をもらえない状態でありますので。二つ目です。この福祉商品券というその該当定義で結構ですが、この定義者に対して、冬期間の暖房費を支援する。これをやっていただけませんか。暖房費というのは、いわゆる薪炭、公務員の手当という、昔でいう薪炭費のことであります。薪炭手当のことであります。こう言えば、皆さん、専門課ですが、薪炭手当というのはどういう趣旨かおわかりになると思います。そういううえで、只見町は薪炭手当を今の定義した方々にお出しただけませんかというお願いです。三つ目です。今の除雪保険事業にかかる助成率の改正であります。この要綱に基づきますと、第3条の1に定める助成率を、私はこう変えていただきたいというものであります。まず第3条1項(1)の、これを、下から申し上げますね、これは資料要求してありますので、皆さん、お手元にあるんで、下から申し上げてもおわかりになると思いますから、下からですね、(4)というのがありますが、この3条の1項、この(1)について、これを現行では3分の1であります。これを2分の1にさせていただきたい。それから、次の3分の1については、その次、2項については、これを3分の2にさせていただきたい。3項については、これを6分の5にさせていただきたい。4項については、これを10分の1の負担。これ負担ですね。負担額にさせていただきたい。ちょっと、私自身が混乱して喋っていました。もう一度言いますが、この要綱の1条の1項の1から3番目については、一番下に10分の1の負担金をいただくというものを追加して、それ以降については全部上に上げてさせていただきたいという意味でありますので、少し誤解を招くかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。この点、いかがでしょうか。欲しい欲しいで申し訳ありませんが。これも政策的な話なんで、どうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、端的に、ひとつの提案を、扶助費を増額だということであら、提案いただきましたが、今こういったあの、一般質問の場で、ひとつの、金額というか、財源に関わるような課題と、あとそのサービスシステムをどうやって構築するかというような課題も含まれております。したがらまして、福祉商品券については、また灯油ということのこともありましたら、これはちょっと経過、担当課に後に説明させていただいたうえで、そして、三つ目は除雪支援事業でしたか、ちょっと、何の事業でしたっけ。

○7番（酒井右一君） 質問でありますので、いいですか。

ひとつが、今言った商品券であります。福祉商品券で、二つ目は冬期間の暖房、薪炭手当

です。三つ目は、除雪支援事業の一部負担金の軽減措置であります。

○町長（目黒吉久君） これはあの、私なかなか、この場で、こうだ、ああだとは、ちょっとできない課題ですから、これはまた、担当課のほう、答えられるかどうか。それはまあ、ひとつの提案ですから、率だとか、そういったことは、この場で、わかった・わからないというわけいきませんので、これはまあご理解して、おいていただきたいなというふうに思います。福祉サービス向上事業も、これも扶助費の増額ですね。

○7番（酒井右一君） これをパッケージにするわけですから。

○町長（目黒吉久君） そのあと、またいろいろ、たぶん、提案されるだろうなと思って、

○7番（酒井右一君） いやいや、これだけです。

○町長（目黒吉久君） そうじゃないですか。これも扶助費の倍額だということ。福祉商品券については、ちょっと経過は、説明させますので、聞いていただいたうえで、また、要は福祉商品券の具体的な増額というか、改善のわけですから、これは、こういう提案として、私は受け止めて、また後でそれは、やれるか・やれないか、また改善できるものあるかどうかは、協議、内部でやらなきゃいけない、ということになるかと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

補足説明願います。

○保健福祉課長（横山祐介君） それではあの、福祉商品券の経過でございますが、先には低所得者への冬期間のまあ、灯油の助成ということから始まりまして、24・25が福祉商品券へと変わっていったと。金額については5,000円。26年度、今年度より1万円の増額になったというような経過でございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 議会にお願いがありますが、私、肩凝ると目が見えなくなりますので、上着を脱いで結構ですかね。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

○7番（酒井右一君） それでその、まあ私、元事務屋なものですから、大変、細かく調べておって、これ実は、昨夜、試算したところ、結構な財源がかかります。この財源については、万人に等しく福祉をサービスすると、福利厚生をすると、かつて改正前の地方自治法の第1条に定めておる住民の福利厚生ということにズバリあたるわけであります。公共、民生、経

済という構成で自治体はなっておると。公共は勿論、なければなりません、次にくるのが民生の安定であります。民生があつて初めて、安定があつて初めて経済が活気を呈すると。これはもう、ちゃんまげの時代からそういうふうになっております。

これも提案であります、16日の全員協議会の時に配付された資料、お持ちだと思えます。これですね。これ。これは只見川流域豪雨災害復興基金の概要というもの。これです。これを見ていただきたい。16日の全員協議会で配付された只見川流域豪雨災害復興基金の概要を見ていただきたいのは、この2に注目していただきたい。2というのは、タイトルの裏面の表でありますね。9億円をこの合計で使ってしまうという計画ですが、この事業の中、②というのは、この元々の県の要綱、厳しい要綱を見てもみますと、この中には、住民の福祉サービス向上、地域活性化事業という項目の中に、地場産業支援、地域資源活用、福祉サービス向上、環境向上、生活利便性向上、人材育成など。これあの、いわゆる基金事業の該当団体が、選択できる仕組みになっておまして、これも平成24年に事業計画をして、26年に実行してしまうというのがこれが原則だそうであります。この中に、全員協議会でもらったこの資料には、産業振興のみ、申し上げますとプレミアム商品券発行、中小企業等の復旧支援、農業機械再取得経営持続事業、米価下落緊急対策事業、重点施策対策事業、農業施設防災対策事業、土地利用型農業対策事業。これあの、わかりにくい表現、見てみましたところ、大農家さんに農業機械を町で買って貸して差し上げると。もう一つは、大農家さんが借りあげた小作について全額負担をすると、そういった内容であります。これだけですので、なんとかこの中に、基金の対象経費でも認めております福祉サービス向上、これを事業化して上げていただきたいというのが私の申し上げた、先ほど申し上げたパッケージ事業であります。でありますので、これはあの、非常に政治的な判断があるんだと思いますが、なんとか、そう言わずに、町が自治体として存続する基盤である住民生活を、この基金を使って、万人が納得いくような形の基金事業をしていただきたいですが、財源の点で申し上げました。いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 福祉サービスの総合的な支援のあり方ということで新しい提案をいただいております。その活用財源として豪雨災害復興基金を活用できないかといったお尋ねでございますけれども、期間についてなんとか延長させていただきたいということで県のほうと調整をするというところと、それから、全員協議会の中で説明をさせていただき

ました実施計画の中では、ある程度のその、充当の方向性というものをしておりますけども、まだ確定ではございませんので、検討の余地はあるのかなというふうに思っておりますけども、今回、ご提案をいただいている事業というのが、その単年度事業というよりは、継続的にこれから、主務的に亘って、長期的なその財源の支出となってくるものと考えられますので、短期的なその基金というよりは、将来的なその、長期的な負担を見据えた財源充当のあり方といったものを検討していったほうが現実的なのかなと、そのように考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 勿論、これあの、私、昨夜、試算をしてみました。やはり大変な財源がかかります。役場庁舎1戸分相当の財源がかかります。しかしながらこれは、民生の、自治体の行政事業でありまして、優良債もありましょうし、しかも、これから東京が只見と同じような状況に向かっていく中で国が必ず動きます。なんとかこの財源を用いまして10年間頑張れば、10年後の世界は東京が動きます。東京が動くということは国が制度化されるというふうに考えますので、これはあきらめないで、今は苦しいと思います。しかし、是非、基金事業で許しておる福祉サービス向上事業を、これをパッケージとして、時限立法で結構ですから、見通しを立てながら振興計画の中に取り込んでいただきたい。ということであります。根拠があるんですよ。これ、全員協議会で配られた資料、この中にある事業、これ町長、あれですかね。基金の管理者で認めているんですか。これ。これです。この農業機械からと土地利用型含めて。この基金を使うという前提で基金管理者認めていますか。いませんか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○7番（酒井右一君） 補足説明です。

基金事業は、事業計画に基づいて、基金の管理者である県と協議をしながら、お互い、いいですよ。やりますよ、いいですよという中でやる。要綱を見ますと、これ要綱ですから、改正もありましょうが、平成24年度の、その年度に9億円の事業を定めて、それを26年までに使うという県知事の作った要綱が現としてあるわけであります。これ、この要綱の中で、今申し上げたこの事業は、いわゆる基金の管理者である、持ち主であります、基金を出す側であります県は、この事業を認めたか・認めないかお伺いしているわけであります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 認めてもらえるようにですね、これまでの経過と事情を説明しながら、是非とも県には、そういったことを認めていただきたいというふうにこれから、強くこれは、前提的にもこれまでも情報交換等はしておりますけれども、これはあの、是非そうしてもらわなきゃ困ると、話し合っていかなきゃいけないと思っています。万が一、当初の、24年から26年までの3年間ということで、あくまでその原則がきっちり、かっちりということであるとするならば、それまでに使いきらなければ返還するということになるかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） その辺が非常に気になるところでありまして、実は確認をとりましたところ、県の要綱は改正しない限り、妥協はないという話でありました。それから、余った基金については、これはまた皆さんを入れた中で相談をしましょうという回答でありました。これは昨日の4時過ぎであります。事務担当の課長がいないので、この基金管理部門の事務担当部署がどこかということで、大変わかりにくいと思いますが、私が四季を通じて調査をしたところ、県庁のエネルギー課であります。担当者は市村さんとおっしゃいました。その担当者曰く、こういった事業聞いてませんよと。それから、要綱は改正しなければ延びるものではありませんと。何を言っているんですかという回答でした。にもかかわらずここに上がってきている事業というのは、何ですか。これは。予算の伴う。尚且つ、先ほど申し上げましたように、この基金事業には住民の福利向上、それから環境の整備、生活向上、利便性の向上、勿論、農業政策、商業政策、経済政策があります。いろんな選択肢があるという中で、県の事務当局が知らないものが基金の事業でありますよということで説明されて、皆さん、ご覧のとおり、これは総計で9億円全て使用される格好になります。財源は全部、この豪雨災の基金であります。もっと言うならば、この豪雨災の基金というのは、平成24年に事業計画を上げて、その事業計画に合ったものを許すという内容に何ら変わりはない。ということになれば、これはまあ、補正予算というものが今後出てきますから、その時の財源内訳という話になりますから、今はご遠慮しますが、見てみますと、豪雨災害の基金が2,300万で100をパーセント占めているようではありますが、許されない用途をもってして、それを財源とするという、そういった予算の提出の仕方というのは、私は少し、私も40年間勤めてきましたが、ないものがあるかのごとき予算書。これを提案されるということは、誠に持って犯罪ものです。まあ、これは予算のことですから、予算の時にまたやりましょう。

しかしながら、まだ間に合います。町長。町長就任されてから、倍増以上ですよ。この福祉予算を町長が英断を持ってされた。非常に評価すべきであります。

もう一つは、やはり、言葉は悪いですが、非常に低所得なる年金をもってして生活をされている方、非常に高額な年金を持って、しかも二人して年金をもらっている方、合わせますと年金生活で650万ですよ。最高額の方は。その方と、大多数を占める国民年金機構からもらって暮らされている方、年額60万円。これ、片方、死ぬと半分、いや、年額120万円で片方死ぬと60万ですよ。60万であれば、電気料も満足に払えない事態ですよ。生活保護以下ですよ。ですから、この克雪地帯で生活をする。そして、なんとかこの窮乏を耐えていかなきゃならない人が大多数なわけですから、そこに照準を合わせてください。そこで、先ほど資料をもって提案しましたあの提案は、私あの、権限も、お金もないものですから、アイデアとして出してありますが、あれは300人、地元の人が、自分の家で勤務できる。そこで給与をもらいながら生活をする。その結果、夫婦になり、子供ができる。学校へ行く。そういう、良い面ばかり申し上げればそうなんです。ですから、今申し上げました、重大なことを申し上げました。16日に配られたこの事業は、県当局が認知していないものであります。もう一つ重大なことは、県当局はあくまでも、基金要綱を改正しなければ26年で終わりだと。残金については、その後、協議しましょうと。全流域の町村。もう一言。言いたくありませんが、只見の担当課長さんからは期間延長の話はないと。いただいています。話をいただいています。そして、もう一言。基金事業の計画が間に合わないといったようなことは言っていないと。県当局はそこまでしか承知しておりません。尚且つ、さもここに、基金を使えるかのごとき計画書があり、そして、今回の補正に載っていること自体が、誠に、おかしい。これは、現実の話で申し上げますから、それについてどうこう言うつもりありませんが、しかし、豪雨災の基金というのはそんなものでないと。我々、ここにいる皆さんがそう思っているわけですよ。それが町民の声ですよ。それに、全協の時申し上げましたが、事業のチョイス、選択は、やはり民営を反映してもらわないとなりませんし、そこはリーダーシップを持って、町が最も優先課題である高齢化対策、これからどうすんだ、10年後見据えてどうすんだというところに金をかけなければ、これはバブルマネーですよ。そうではなくて、やはり将来を見据えた計画、あるいは将来必ず国が動くという信念のもとに、良かったなど、住民が皆、良かったなど思うところに使っていただきたいから、また元に戻りますが、パッケージ政策を、16日に配られたこのものが県で受け付けに

なっていない以上、まだ白紙なんですから、白紙の状態であれば、この住民の福利厚生サービスについて、ズバリ、この基金の使用目的に書いてあります福祉向上サービスの事業と銘打って、県に言ってくださいよ。県だって、承知しないわけいきませんよ。だけど、要綱改正の手順を今していないわけですから、全てがだめになっている可能性がもう99パーセントありますよ。県が要綱改正する手順も聞きました。改正する要件があるかどうか。あったらそれを審査をする。審査をしたら関係部局に合議をする。合議結果、やっと担当部の部長に上がる。部長から県知事に上がる。知事が決裁をする。返ってくる。3月まで間に合うはずないですか。これはなんとか真摯に聞いていただきたい。あなたを攻めているわけではありませんが、無駄にしないで、将来、実りのある施策に使っていただきたい。これはなんとか、町長、英断をふるって、今申しあげました困っている人に、温かい冬を、温かいクリスマスを、正月を、節分を迎えさせていただきたい。これが、けろけろという話ばかりで申し訳ないと思っていますが、全て申しあげました。なんとか、町長、言われるその、今そんなこと言ったって両立の問題もあると、細かい財源の話もあると。よくわかります。ただ、今、白紙の状態であるんでありますから、これをひとつ事業として追加をして、県の基金管理担当局、市村さんとおっしゃいました。松本さんとおっしゃいました。おい、聞いてるか、電話の向こうで聞こえましたけども、私らは間に合いそうもないようなことは言っていましたね。でも要綱改正といったような話はいただいてませんと。でありますので、もったいないですから、是非、万人の、町民が納得できる、困っている人を助けることは、我々あの、お金持ちではないですが、金は持ってます。金を持っている人が困っている人を助けるというのは当たり前の話ですから、これは理に適ったその政策ですので、扶助費、私も扶助費をいただきたいというのが狙いであります。なんとか助けて下さい。そして、この事業を実行することによって被災者が助かります。被災者の大半は住宅暮らしの、農地なんか持ってない人、大半なんです。そしてここの趣旨はお見舞いなんですよ。なんとかそのお見舞いの趣旨を活かしていただきたい。で、最後に、終わりますけれども、町長に、私が申しあげたパッケージ、この時限立法で結構ですから、是非、詳細な検討を担当部署にさせていただきたいです。今は検討して、そして前向きにとらえていただきたいというのが最後のお願いであります。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） すいません。町長への質問ということではありません。前段、ち

よっと、事務的な部分がございますので、若干、発言をさせていただきたいと思います。

豪雨災害復興基金につきましては、活用基準というもの。これは議員おっしゃるように県の要綱のほうで決まっております、それについては活用基準に則って交付を受けた自治体、只見町ですと只見町の町長裁量によりまして、充当事業を決定をしていくということございまして、事前に申請をして許可を行うといったような、そういったスタイルにはなっておりませんので、現時点で、県のほうで、只見町がどの事業に充当するのかということにつきましては、ご存じでないということも当然あると思いますので、それはあの、その制度的なものとして問題があるのではなく、そういうような仕組みになっておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいと思います。尚、期間延長云々につきましては、担当課のほうとまた再確認をさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 私が本当にお願いを申し上げたのは、今私が申し上げた政策について、豪雨財源の一部なんです。その財源を基にしてやってくださいよというお願いでありますし、今すぐやれと言っているわけではありませんし、いわゆる事業計画に載せて検討をしてください。その結果はまた次のこの機会に伺わせていただきたいということですから、まず白紙に、今あの、先ほどから申し上げておりますが、16日に配られた文書というのは実体のないもののようなので、白紙なんです。ということは、私が申し上げたものも十分、採用の可能性がありますから、それは念頭に置いて、要綱改正のお願いをされると同時に、事業の内容をもう少し、我々に相談をして、そして検討をしていただきたい。今日はまずその検討をしていただきたいということをお願いしているわけですから。細かいことは昨夜、私あの、朝方の3時頃まで勉強しましたので、よくわかりますから、そういう意味では、総務課長の言っていることがよくわかりますし、要は、ここのリーダーとしてここの基金をどう使うかという、この質問であります。ですから、少なくとも、ここで申し上げたことを検討をして、被災者だって、迷惑を被った方々だって、ああ、これならいいよということもあるでしょうから、なんとか検討をしていただきたい。この1点が最後のお願いでありますから、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 財源としての復興基金は、まあ別問題として、それはまたこれからきちんと確認するし、赤を白にするかが政治の仕事ですから。私の。それはまあ、今のところ

はそういったことで押さえておいていただいて、あとあの、補正関係事業で出てきているのは、趣旨に沿った提案だというふうに私は思っておりますから、それまたご議論いただければよしと。

あとは、もう一つは、今、議員がおっしゃっているこのパッケージの、福祉サービス向上をパッケージとして、ただ単にあの、2番・3番の、これは単純ですから、扶助費をどうするかということなのかなと。1番目の、ひとつの、福祉向上、福祉サービス向上中、パッケージということであれば、なんらかのシステムなり、事業の、この今、概略、この隣組のイメージも、たぶん、この辺のところはたぶん、頭の中にはあるんだろうから、そのうちまたひとつ、説明があるのかなというふうに私申し上げたのはそういうことであって、そういったことを含めて、それがあの、我々だってね、私が当初、町長及び当局から、いろいろ議員の皆様方に、ボコンと説明し、良いことだから、これなんとかお願いするたって、突っ返されるわけでしょ。中身がきちっと締まってなければ。どう考えてんだ、ここ問題じゃないかって。まあ、今の段階の話し合いでは、そういうレベルの話し合いだというふうに私思っていますので、ここはしっかり提案をいただいたということで受け止めて、またしっかりと協議するということだろうと。そしてまた、尚一層、ここに描いている議員の、ひとつ、計算されたシステムはどうなっているのか。そこさえ聞く時間がない中で、基金が、時間がないんだ、これ盛り込めと言われたって、盛り込めようもありませんから。それはね、そういったことはこれからひとつ、きちんとやりましょうということで理解していただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 少し誤解があるようですので、どうも私、説明下手なんで。

お配りした資料は、今後、10年後にきたるべく社会に備えて、政策として検討していただきたいということが、それだけです。ですからそれ、ちょっと一瞥していただければ結構なんです。問題は、具体的に言ったのは、いわゆる豪雨災害基金の財源を用いまして、福祉サービス向上事業という、パッケージ事業をやっていただきたい。それを実施するために、まず豪雨事業に顔を出していただきたい。角を出していただきたい。そして、どうしたら実施できるのか。それをまず検討をしていただきたい。これが重要なんです。ですから、検討をしていただきたいということを再三申し上げます。その検討をしていただきたいという

のが今日のお願いであります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 趣旨わかりました。いろいろと私あの、福祉向上のアップをはかるサービス体系のシステム的なことを提案されるのかなというふうに今私は思って聞いておりましたので、そんなことでちょっとお話をしました。要は、趣旨は、豪雨災害復興基金の用途としての福祉関係のほうも盛り込まれないのかということだということであれば、それはそれなりにひとつ、施策としての基金事業の用途として、どういうことに、どういう形で、あてはめることができるのか。使えるのか。ということは、これは検討させていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これも最後のお願いです。

要綱の期限が切れます。事務的に何の手続きもしていらっしゃらないそうです。これは深刻に受け止めていただきたい。よろしくお願いします。もう一言言っていられましたが、要綱改正の窓口は空いてますよと、といったことも言ってらっしゃいました。

それから、只見町、誰くるや、と言ったら、渡部さんという人ですよ。ということ、一言、これもありました。

町長、頑張ってください。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） わかりました。議員、問い合わせたということも事実としてわかりましたし、私の場合は、問い合わせるんじゃなくて、どうしましょうかね、どうするんだと。こうしたいから、こうしてくださいということでやっていきますので、お願いいたします。

○7番（酒井右一君） よろしくお願いします。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、7番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたしますが、ちょうど1時から開議いたしますので、ご協力をお願いいたします。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番、石橋明日香君の一般質問を許可します。

10番、石橋明日香君。

〔10番 石橋明日香君 登壇〕

○10番（石橋明日香君） それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今回は町のエネルギー政策についてお伺いします。

2点あります。

一つは、以前の一般質問において、発送電分離が実現された暁には、田子倉ダムでの水力発電による電力の一部を町内へ融通してもらえるよう、電源開発と協議をしてはどうかとお尋ねしましたが、その際、町長は勉強されるとおっしゃいました。その後の勉強の成果や協議の進捗等を伺います。

二つ目に、町内の林業振興は、今後の町のエネルギー政策だけでなく、町外へのお金の流出を防いで町内で循環させる仕組み作りに欠かせないと思っております。木の駅構想の進捗状況と、今後の林業振興全体のビジョン、間伐・植林・製材・木材チップ・バイオマス利用・その他木材の利活用・人材の配置に至るまでの詳細な青写真を伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 石橋議員にお答えいたします。

発送電分離にかかる取り組みの進捗状況ということについてであります。国は現在、電力システム改革を進めており、平成28年に家庭用向けを含めた電力小売りを完全自由化することとしております。これは東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、一般電気事業者が地域ごとに販売を独占してきた体制を改めるもので、消費者は契約する業者を選択できるようになります。また、発電事業と送電事業を分離し、既設の送・配電網を使って電気を送・配電できるようにすると。いわゆる発送電分離による自由化を平成30年以降に実施しております。

さて、日本の電気事業者は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者などが存在します。東京電力、東北電力は一般電気事業者といわれ、一般の需要に応じ電気を供給する事業者で発電・送電設備を自社保有しています。電源開発株式会社は

卸電気事業者といわれ、一般電気事業者に電気を供給するため、200万キロワットを超える出力の供給設備を有しております。本町においては、国の電力システム改革の動きを見極めながらですね、地域で作った電気が地域で利用できるように関係機関に働きかけたり、電気事業者ともいろいろ情報共有しながら、将来地域振興ということ含めて、どういう関わり合いができるのか、働きかけをしながら、且つ又、情報共有して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 次の（2）。

町長。

○町長（目黒吉久君） 失礼いたしました。

木の駅構想の進捗状況と今後の林業振興全体のビジョンについてであります。只見町は豊かな森林資源に恵まれていますが、現状として、その森林資源は十分に活用されているとはいえない状況であります。町内の林業振興については、この十分に活用されていない森林資源の町内での活用を中心に進めてまいりたいと考えております。木材利用については、より付加価値の高い利用方法である素材利用の促進を図りながら、素材利用に適さないものについて熱利用を図る方向で進めてまいりたいと考えております。具体的には、昨年度策定した只見町公共建築物における木材の利用の推進に関する基本方針に基づき、公共建築物については、只見振興センター、そして新庁舎への町産材の利用を行うこととしております。また、民間の建築物について町産材の利用を促進するため、町産材を利用した住宅等の建設に対する補助について検討を進めてまいります。木材の熱利用については、素材利用が難しい間伐材や製材所から発生する端材等を利用し、チップまたは薪に加工して町内での利用を図り、町内でのエネルギーの地産地消を促進してまいりたいと。そのためにチップ等に加工するための施設として木材の集積加工施設の整備を湯ら里への木質バイオマスボイラーと併せて行いたいと考えております。その施設において加工されたチップについては、チップボイラーの燃料としての利用を、薪については薪ストーブの燃料として提供を考えております。木材の供給については、山林からの搬出費用が支障となっていることから、町有林については補助事業を活用しながら作業道の整備を順次進めているところですが、今後も作業道の整備を進め、搬出費用低減の条件整備を図り、木材供給を増やす体制を整えます。民有林については、整備をする予定の木材集積加工施設において木材の買取りを行い、民有林の整備を促進し、民有林からの木材供給の増大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） それでは、全般的に、1番・2番通して、非常に前向きなご回答をいただいたかなというふうに感想として思っているんですけども、そのうえで、それを承知のうえで新たに質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目に関してですけれども、いろいろ勉強されていると思うんですけども、電源開発さんとは現時点において、何かしら、将来のそういった可能性について、仄めかすような会話を少しでもされているかどうか、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 電力事業者、特に電発でございますが、いろいろな喫緊の課題抱えていることはたくさんございます。まずそれが重点的に話し合うべき課題としてございますが、こういった今、提案されているような事案につきましては、まさしく、正直言いますと、仄めかす程度でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 将来的な話になりますので、仄めかしつつ、仄めかしつつ、少しずつこう、話をされていくのがいいのかなと。今現時点で、直接あの、単刀直入な交渉をしてくれというふうに私も思っていないですけども、なんか、そんなこと考えているんだってことを、折に触れて話をし続けていくような感じで、ちょっとここ、1・2年、過ごされてみてはいかがかなと思っていますので、その辺、ちょっとよろしく願いいたします。国の政策等いろいろあるとは思うんですけども、このエネルギーの地産地消というのを叫ばれている昨今において、流れとして、この地域の資源を使って発電されているものを地域で消費できないっていうのは、おかしいというのは、すごく声高に、国に対しても、民間事業者に対しても、叫んでいける今、タイミングにきているなと思うので、やはりあの、そこは強く、今の現時点での法律がどうのという以前に、理念や理想論として、こういうふうを考えているんだ、こういうふうにしていきたいんだっていう思いを、常に事業者に対して語れるような町長でいてください。

それから木の駅構想に関してなんですけれども、これあの、2番議員さんのほうでだいぶご回答いただいておりますので、そこはまあ、端折りたいと思います。

で、林業振興全体のビジョンについても、非常に木材の供給から熱利用等、チップの製造

加工についても、いろいろ考えていらっしゃる形跡を見受けられますので、そのほうでもそこを、なんでやらないんだというようなつもりもございません。

で、今回、このような質問をさせていただいた趣旨なんですけども、主に二つあるんですけども、一つは50年後の只見、どうなっていてほしいというふうに皆さん思っているのか。行政側としても、また町長としても、当然、50年後、ここにいらっしゃる方々のほとんどは生きていらっしゃるかなと思うんですが、それでも、それでも、自分達の子や孫の世代、未来の世代の人達が、いかに快適に過ごせる町にしてあげられるか。その、やっぱり基礎をつくっていくのは今の世代だと思うんですね。で、50年後って、ちょっと遠すぎる未来のように思うかもしれませんが、せめて10年後・20年後の只見町像っていうのを、どうなっていてほしいか。町のほうで、当局のほうで、すでに様々に手を尽くしてくださっているということは認識したうえで、そのうえであえて私のほうで未来志向的なご提言ができればなと思っているんですが、私が考えるその、10年後・20年後の只見町、どうなっていてほしいか。やっぱりその、雪のせいで、大変不便な思いをしたり、経済的にエネルギーとか、除雪代とか、そういったものの費用のために余計にお金のかかる生活を強いられるということのない町になってほしいなと思うんですね。町民の皆さんのほとんどは、こうした過酷な環境で生きていらっしゃるって、豪雪地帯だし、こういうところで生きているのだから仕方がないと思われるかもしれませんが、それでも、やはり未来の只見は、豪雪による大変な思い、エネルギー代の心配、そういったものが、今よりは少なくとも軽減されている、なくなっている、そんなような町になっていたら、皆さん、嬉しいと思いませんか。これを人口が減っていく中で、どうやって実現していくかだと思います。で、そのあたりのお考え、町長として、せめて10年後・20年後、自分としては、どのような只見なっていてほしいなと思っいらっしゃるか、このエネルギーの観点でちょっとお話していただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 只見町の将来の姿ということをどういうふうにイメージ、または描くのかというご質問でありましたが、今般、只見町、ユネスコエコパーク登録になりました。その基本理念はもう、重々お話してきましたから、ご理解いただいていると思っております。実はやはり、今般、暮れに、歳明けてないから暮れじゃないな、今年ですけれども、選挙終わったばかりですが、あの時、問われたのがやはり経済的な側面ばかり、日本のあり方と

して問われました。それはまあ、選挙ですから、今現実にある政党の戦いですから、そういうことかなと思います。やっぱりあの、グローバル化、国際化が、これからはどんどんどんどん、進んでいくのはもう、これまでも進んできているし、これからも進んでいくだろうなというふうに思っているんですが、そのグローバル化というのは本当は、もっと富や文化交流はまあ、文化交流はある程度、世界各国有効的な感じに進んでいくんだけど、どうしてもあの、紛争はまた逆に、グローバル化の中で、逆に紛争が、グローバル化というのは、一方では自由な経済や、自由な文化交流も含めて豊かになっていく分野と、今のシステムの中では否が応でも格差が、地球規模の中での格差の広がり、改めて地域紛争であったり、そしてまた且つ限りある地球というこの扶養力の、扶養能力の限られた地球の資源の争奪戦といったような形の様相を、これからさらに、本来、21世紀は、富と分配の共存と人間社会、国と個人、国と国、人間と人間、人間と自然がもっと共存して生きるはずの21世紀が、実は20世紀の延長の、別の次元での過酷な競争社会がグローバル化とともに過酷な競争社会が進んでいくのかなと。それはおそらく、もっともっと、どんどんどんどん、地球を痛めつけながらやられていくのかなというのが大きな全体的な私の、これからの地球規模での捉え方であります。そういった中で日本の国の政治もあるわけですが、私、そういった中で、この只見町、只見町に限らずこういった中山間地域といいますか、こういう地域はどうやったら、この過疎と高齢化を、少子化を迎えながら、持続的な社会が作れるかというのは、まるっきり私達の先祖がやりはできませんけれども、やはり生活のあり方を根本的にもう少しこの、今ままで、この経済成長の中でもたらせてきた、その便利であったり、効率化であったり、合理的であったり、または経済主義的であったものを、ここを見直して、そして只見らしい地域資源を活用したという、活用しながら、または先輩たちが築いてきた文化や伝統を守って行って、もう一回、地域の大切なものを見直していくというやり方が実は派手ではないけれども、そんなに経済的なパイは広がるかどうか別としても、実は幸せというか、住民の方々が、これから先も納得できるような地域社会に繋がっていくひとつのポイント、Uターンというか、その考え方の転換期だろうなというふうに思っておりますし、そういった時にユネスコエコパーク登録になったということは、そういう意味では良かったなと非常に思っております。したがって、そういうことを申し上げれば、実はこういった地域資源を使ってエネルギーをどうするんだということひとつとっても、当初、議員からも、小水力云々等々でいろいろとご提言もいただきましたし、また、議員自らもいろいろと活動を通

して情報提供もしていただきましたけれども、なかなか、まだまだ、日本自体がひとつの原子力の事故の問題から、エネルギーそのものをどうしていくかという、国としての確たる方針が、まだ右か左かわからない、その時その時の中でなされているなという印象まで受けておりますから、こういったところは、今後、原子力も含めて出されていくでしょうけれども、私達はそういった、制度はこれから打ち出されてくる再生エネルギーであったり、いろんなエネルギー政策を見つめながら、先ほどの電力自由化の問題もそうでありますけれども、そういったことを踏まえて、特にここは電気エネルギーは大きなダムで供給している地域でありますから、こういった自由化がこの地域にとって、どう関わってくるのか、有利な形で活用できるのか、これから、先ほどおっしゃっていただいたように、踏まえながら、掛け合っていかなきゃいけないだろうし、そしてまたは山林資源、バイオマスは今、2番目の質問にあります、バイオマス資源等々もどうやっていくのかというのは、実はそれが生きる道であると同時に、やっぱり我々、生き方自体も、少し骨折ることも逆に受け止めていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。今ほとんど、スタンドに行けば、オイルは手に入るけれども、やはり山にある木をですね、実際それを地域資源だといって、それを自分達の生活に根差した形で取り入れて、エネルギー的な供給や活用をしていこうということは、実はこれを労力を惜しまず、手間暇惜しまず、汗をかいて、そこの中にそういう形の中での生活のサイクルがつかれるか・つかれないか。そういったところにひとつの価値観が見いだせるか・見いだせないか。それがやはり、できるような形になっていかなければ、ただ制度だけいろんなものを取り入れても、うまくいかないだろうし、幸せ感は増大していかないだろう。ですから、改めてこの点も含めて、教育というものはまたここに関わってくるはずでございます。今、議員のおっしゃるように50年後というスパンでいうなら、十分もう、教育を今から根本的に見なおさなきゃいけないということもあろうかなと思います。100年の体験は教育にありと言われてきましたから、やっぱり小学校は生まれた時から、小学校、そして中学校。やっぱりこの地域の中で教育する力を、どこにこれから基点を置いて、基本を置いた教育でなければならないのか。それがこの地域の将来に大きく関わってくると思うだろうと思います。やっぱり今までの教育は、経済成長の流れの中での社会に追いついていく、そこで生き残ろうとするための教育が原点であったから、だから今この農山村部のところに、もう働き場所はないと、暮らしの生活の場はない。そして親もそうしたし、学校の先生もそうしたし、そして皆いなくなっちゃった。そしていなくなったところで、さあ、町

づくりどうするんだということがまた根本的な原点に戻ってしまうわけですが、私はそういう意味で、長期スパンの中で只見町、どう描くんだと言われれば、教育も含め、そして今、価値観的には今言ったようなエネルギーの問題だって、ひとつは、もう少し骨を折らなきゃいけないなど。そして雪。雪もまったくそれは、たしかに、特に、我々、若いうちはまだいいんですが、歳をとれば、当然過酷になるし、それが昔のように、ひとつの世代が2世代や3世代という、繋がりがある家には、どんなに雪が降ったっていいんですけども、やっぱり核家族化になったし、老老世帯や、孤立した個人の年寄りが生活するようになると、今度、雪の問題は、そういう面からは非常に苛酷な状況であります。それは行政の力も含めて、いろんな角度から地域住民との連携も踏まえて、そういった面を克服していく努力はしていかなくちゃいけない。その一端でしかありませんけれども、このところを取り入れてきた除雪支援事業であったり、屋根対策であったり、いろいろまあ、なんとか克雪対策ということでやってきてますが、しかし一方では、雪のあるそのこと自体は、やはり変えることのできない自然の、只見の自然現象でありますから、これはやっぱり受け入れる。それさえ受け入れることもやっぱり、なんていうのかな、そういった感情的なものも当然問われることだろうというふうに感じております。ひとえに、牧歌的に、先祖がえりしているという意味じゃありませんが、やはりグローバル化に巻き込まれないで、自立した地域というのは、その辺の覚悟も含めていろいろ考えていかなければいけないのではないのかなと。そして総合的に、総体的には、今までの幸せ感や経済的な観点から求めてきたものからそうでないものを求める中に、ここに住む人の、なんていうのかな、そういった気持ちがわき出てくるような、そういう社会を私は望んでおります。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） ありがとうございます。

町長の口から、まず教育という言葉が上がったのを私は非常に嬉しいなと思っております。というのも、私自身、なによりも教育が大事だと思っていますので、本当にそれこそ、50年先見据えていくには、もう教育以外ないかなというふうに思っています。またグローバル化に巻き込まれないで自立した地域をどのようにつくってイけるか。もう本当にそのとおりでと思っています。

先ほど言いました二つ目の、今回の質問の趣旨なんですけども、町内のお金を流出させずに、いかに町内でお金を循環させるか。そういったあの、意味で、自立した町にしていかな

いといけないというふうに思っているんですね。今ほど町長もおっしゃられたように、じゃあ、その自立した町というのをいかにしてつくっていくかなんですけども、まず私はこの域際収支をとというのを黒字化していかなければいけないと思っています。地域資金を、地域の中で循環させて、それによって地域を活性化していくと。この町、ただでさえ、車社会で、どこへ行くにも距離があるということで、ガソリン代かかりますし、冬期間の灯油代も半端でないです。電気代、それからバスもプロパンですし、エネルギーということに関しては非常にお金のかかる地域です。で、このエネルギー代にかかる住民負担が大きい町というのを、どのようにその住民負担を都会並みぐらいには減らしていけるかというのが、すごい、あきらめずに課題にしていかなければいけないなと思っているんですね。じゃあ、現状この使っているガソリン代、石油代、電気代、ガス代。全部、町外ないしは国外に流れているお金なんですね。エネルギー代に使われたお金というのは、まわり巡って、その資源は全部外からきているもので、これは非常にもったいなくて、先ほど言ったその、域際収支というのを赤字にしている最大の原因になっています。除雪にかかるエネルギーとか、あと費用。これ半端じゃないんですけど、これ将来、除雪を担う人材ですら減っていくと思われる中で、どうやってこの広い地域、今と同じ体制で除雪体制を維持していくのかですら大変だと思うんです。なので、そうした人材不足があったとしても、問題のないような町づくりをしていかなければならないというふうに考えます。

じゃあ、どうしたらいいのか。町長は、この町の社長、経営者であります。で、私の思う経営者の仕事というのは仕組みをつくることだと思っています。これあの、会社であれば、世の中に付加価値を提供しながら、いかに稼ぐかっていう仕組みづくり。町長の仕事としては、町民福祉やサービスを提供しながら、いかにこの町が存続し続けられる持続可能な町にしていくかの仕組みづくり。ここにかかっていると思います。仕組みをつくらないといけない。仕組みっていうのは、一度それ、最初は手間暇やお金や時間がかかるかもしれないけれども、つくってしまったら後がすごく楽になる。そういう仕組みづくりです。現状、すごい最大限、一生懸命考えられて、たくさんいろいろ取り組みされて、頑張ってくださいということとは重々承知したうえで言いますが、ただ一般財源を使って補助を出し続けることで、目的的な対処をしていくのではなくて、それだと、永遠に何も変わらないまま、おそらく20年後・30年後だって、同じように除雪して、同じように雪で苦しみ、同じようにエネルギー代が消費される。そういう、それに対して町がちょっとずつ、その都度その都度、

一般財源を使って金銭的、人的補助を出していく。それがずっと延々と続いていくのかなというふうに想像するんですけども、まあ、ただそうやって何も変わらないままお金を消費続けていだけでいいのかなと。問題はその仕組みづくりとして根本的な解決、根本的にエネルギー代が今よりも確実にかからずに済む生活ができるようになる町づくり。こうしたものの基盤づくり、仕組みづくりっていうのが、今こそ、長期的な視点に立った計画を立てて、少しずつでも、今、足元からできることを、その仕組みづくりをしていくべきときなのではないかなというふうに思っています。

地域が持続できるかどうかっていうのは、先ほど言った域際収支が黒字でなければならない。域際収支っていうのはつまり、地域から出ていく資金から地域に入ってくる資金を引いたときに、これがまあプラスになるということなんですけども、これあの、地域に入ってくる資金、地域の総収入、総支出っていう概念は、ここでは私は自治体の収支のことは言いません。この町は自治体収支は黒字です。しかし、ここで言う域際収支っていうのは、地域のすべての住民、企業、公的機関、そういったもの全てを含めての収支のことです。なので、これ世間で言われていることとして、自治体の収支が良かったとしても、民間の収支が悪ければ地域の持続性は低いというふうに捉えられています。地域が安定して持続していくためには、二つあると思うんですけども、一つは地域以外からの主体的な収入の割合を増やしていくこと。主体的な収入っていうのは、いわゆる地方交付税とか、補助金とか、そういった政策的な収入。主体的でない収入は除いて、いわゆる自分達で地域以外に対する商品やサービスを売り上げていくことや、あるいは地域外からの来訪者、観光客等々を使っての外貨ですね、それをいかに稼ぐかっていうことが一つと、もう一つは地域からの支出をいかに減らすこと。つまり、その地域外に、稼いでも稼いでも地域外にお金を払っていつている。お金が流出していく状態をいかに食い止めるかっていうことだと思います。その地域内での消費のうち、地域内で生産したものの割合を増やす、いわゆる地産地消。もう一つは地域外から購入する金額が減少しなければ、この域際収支っていうのは改善しませんので。ここの仕組みをどういうふうにつくっていくかだと思っんですけども。それにはこのエネルギー。このエネルギーを町内で、やはり地産地消で仕組みづくりをしていくことっていうのが最大限のカギを握っていると私は思っています。で、今あの、1番目に上げた、その主体的な収入源を確保していくっていうのは、別途その、今後どうやって観光振興していくとか、道の駅等々への取り組みを通して、物産をこれだけ開発して販売していけるとか、いろんなことと関わ

ってくることで、今回はそっちにちょっと趣旨はないので、二つ目の、いかにその、エネルギー消費的に黒字にしていくかということだと思っただけなんですけども、まずこれについて、私、一番大事だと思っているのは、地域の全ての構成員、その住民や企業、行政、そういった構成員全てが、その域際収支の改善というのに対して意識していかなければいけないと思うんです。皆さん、お金を使うことに対して、そのお金がどこに流れているかっていうのがまったく無頓着に生活されている方がほとんどなんじゃないかなと思います。でも、これあの、本当に、いかにそうやってお金が地域から流れ出ていることによって貧しくなっているのかっていうのを、もう地域全体で認識して、それに対して、どうすれば自分達のところにお金がきちんと還流してくるかっていうのを考えさせる頭をつくっていかねばならない。そのためには先ほど町長がおっしゃったような教育、啓蒙活動や教育活動の中にそれを取り込んでいくっていうのはすごく必要で、もう住民参加っていうのは絶対だと思うんです。で、そのためにやはりリーダーシップをとっていくのは町長の役割だと私は思っていますので、そこをすごくあの、住民に対して、この町が存続していけるようになるためには、そういうふうな方向にもっていかなければいけないんだっていう意識喚起っていうのを是非図っていただきたいなと思っています。そのあたりに対するお考え、町長のお考えをお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 認識としては、本当にあの、私もそう思っております。それをどうやって、そういった方向や、そういった形にしていくのが大変難しいなと思いつつも、そこがやっぱりひとつの大事なところかなと。

ユネスコエコパーク後の町づくりということで、総合政策課長、概略、全協で説明したしおりの中にも、只見町のひとつの町としての、株式会社といったような記載があったかなというふうに私思ってますが、やっぱりあの、今言ったのがそういった意味での表現になっているのかなというふうに思っています。やっぱり、それぞれですね、関わってきて、昨日も喋ったような気もしているんですが、みんな、自己完結型でいろいろな事業、企業やって、みんな生活をしてきたけれども、今こここまでくれば、やっぱりそういったものが連携して、ひとつの大きな、同じ六次化にしてもですね、それがあの、それぞれ関わっている、分野もちょっと違うようであっても、農業と観光、切っても切り外せないし、商品開発という、ここに農産物、生産する人がいて、生産物がなければ地元の産品も生まれてこないしといった

ような形で、それをやっぱり参加している人が繋がってなければだめだし、そういったこと、あとノウハウ的には流通段階であったり、加工の専門家であったり、販売的にどうしていくんだとか、地域をどうやってその情報に載せて売っていくんだとか、その載せ方、商業ベース的なPRの仕方のセンスだとか、いろんな能力が問われていて、そういったものを一体化して、やっぱりみんなして、ひとつの方向に向かって取り組んでいこうよな、ということが大事だろうと思います。そういったこともできる形がですね、官民一体となつてということ、本当、簡単に言うんだけど、なかなかできない難しさがあります。そういったことが一番やっぱり、生き残りをかけた大事な視点だろうというふうに思います。

かつて、よく言われたのが、只見町、年金収入10億あって、農業の総生産額4億しかないから、農業だったら基盤産業でも基幹産業でもないんだというような評価というか言葉があった時代があります。例えばその、今言った域際収支、生産額が、農業分野で純粋な生産が、もっとあるんですが、農協を通すベースでいくと、実際10億あつても、農協ベースだと4億という結果で、それはその数字をもって論じられるときがあつたわけですけども、その4億というのはたしか年金収入少ないんだけど、年金収入いただいて、あとは商品使って外部に出て行ってしまえば、それはまあ、そういうことのわけですが、4億のその生産額が地域内に果たす経済的波及というのは、それは10億であり、それ以上かもしれませんし、それがやっぱり今言った行政サイドの収支じゃなくて、地元、我々が、生活、仕事をしながら生活している中での収支というか、経済的効果というか、それはそういうことなんだろうなというふうに思いますので、だからやっぱり物づくりのないところに、外貨稼いでものづくりなければ、外貨稼げませんし、結局はあの、エネルギーもそうだし、その他、物もそうですけども、やっぱり外部にいったほうが大量消費、まとめて買ったり、外部へ行った方が安く買えるということで、どんどんどんどんそうしていけば、当然それは便利さは高まりますけれども、経済的な地域内の経済活力は落ちていくという循環をずっとこれまで繰り返してきたところを、どう断ち切っていくのか。もう当然あの、読まれていると思いますけれども、藻谷先生、藻谷さんという方が、里山資本主義という本を書かれておりましたけれども、まさにああいった社会、ああいった地域経済といいますか、取り組みに一步でも二歩でも近づいていきたいなというようなことであります。たぶん、そういったことを石橋議員もおっしゃっているのではないのかなというふうに思いますので。エネルギーの自給率高めていくということ。これはあの、先ほど、これはまあ、使うエネルギーは従来の、今ある、

供給されているエネルギーを、あとは今までと違った形態の中でなんとか取り込めないかということ、電力自由化の中でこれから、もう電力事業者がいるわけですから、そういったあの、可能性は探っていくなり、求めていくなりは、これから課題だろうと思いますけれども、あとは従来、先ほど質問にあるような形のをどう活かしていくか。あとはまあ、再生エネルギーの話もありました。順次、順次こういったことも、今の段階で、小水力にしたって、また今後とも、発電機等々の開発であったり、技術更新であったり、いろんなことの発展の中には、只見町の地域の中でどうやれるのかというような課題も出てくるでしょうし、いろんな可能性は、そういった意味で、可能な限りのエネルギーの自給率をいうことを求めていく地域も当然考えていかなきゃいけないだろうと。やるべき課題だというふうに私も認識はしております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） ありがとうございます。

町長がそういうふうに考えていらっしゃるっていうのがわかっただけでも、私としては非常に嬉しいなと思うんですけども、私の言う仕組みづくりっていうのは、これは行政支援、行政の協力的な後押しなしには成しえないと思っています。特にその民間の力っていうのが都会に比べて弱い地域ですので、何かの歯車が大きく回りだすまでは、少なくとも行政主導で、政治主導でやっていかなければ厳しいかなと思っているんですね。この町の最大の資源、本当にあの、電気、石油などを地域外からエネルギー供給されなくても、自前でやろうと思えばできるだけの資源を持っているのに、それをやはり活用していない。ふんだんに手に入る木材、水、そういったものが地域の豊かさにいまいち繋がっていないっていう、この現状をやはり変えていかなければいけないなと思います。新規の工場や企業を外から誘致してこようとするのは、やはり言うほど簡単じゃない町だと思います。でも、目の前にあるものを使って、どうやってその仕組みづくりをするかっていうのを考えることで、経済的にも何かしらの循環が起きて、地域で雇用も所得も生まれていくっていう仕組みづくりは絶対に可能だと思っています。そういった、町内でエネルギーもお金もまわるような仕組みづくりを是非していただきたいなと思います。

目の前にあるものを使う仕組みってどんなのかなって考えた時に、町長も既に頭にたくさんあると思いますし、当局のほうでもいろいろ考えてくださっているとは思いますが、まあ、そういった中で今回、二つ、その、田子倉ダムでの水力発電による電力を融通してもらう。

安くあるいはもう無料に近いような外交交渉力。これははっきり言って一切費用の掛からない交渉事でございます。必要なのは外交交渉だけで、一切、一般財源とか使うことのない可能性として非常に大きい点だなと思っているので、電力がそうやって、ほかよりも圧倒的に有利な形で供給されるっていうことは、企業誘致にも非常に有利ですし、なによりも、そうやってダムを抱えて生きている私達が、ダムのおかげでそういう恩恵を得られるっていうふうに思えるようになるっていうだけでも大きいかなっていうふうに思います。

で、あと木質バイオマス等々についても、この林業の循環を、好循環をつくりだしていくためには絶対に欠かせないですよ。当然、考えられているその発電とか、ペレット利用とか、温熱利用とかってあるんですけども、町内にある、あらゆる廃棄物、そういったものにも目を向けていく必要があるかなと。既に触れられてはおりますけども、製材所から出る木くずとか、あとお米作る際に出てくるもみ殻ですとか、そういったものも、どんどん、このバイオマスが循環していくことによって、そういった町内で出てくる廃棄物のいろんなものが、いろんな形で、ごみにはならず資源になっていくっていう循環も生まれてくるのではないかなと。じゃあ、そういった木くずとか、製材くずみたいなを出していくにはどうしたいらいいかという、やはり、町内の、少なくとも公共建築物内で使われる、あらゆる備品、家具や備品等々に、どれだけじゃあ、その町内産の木を使っての、そういったものづくりをしていけるか。あるいはそういった人づくり。人材確保なり、育成なり、していけるかっていったところにも繋がっていくのかな。こういった人材が生まれてくると、そういったものを作る人が出てきて、作る人がいれば、そういうものが供給されて、そういったものが供給されれば町内のあらゆるところで町内産材を使ったものが見受けられて、そうすると、見た目にも非常に美しいと思います。外から調達するものに比べて、これ全部、町内産でつくった、町内産のものなんだよっていうようなものばかりで溢れ出すと、見た目にも調和してきますし、とてもこう、良い感じの、只見町ならではの街並みに少しずつそうやってなっていくのかなと。いかにその、今はその循環が全然できてないので、その仕組みをやっぱり少しずつ作って回っていくようにしていかなければいけない。で、コンポスト等も放射能等の影響でうまく活用できずにいるのであれば、肥料でなくて熱利用とか、発電とか、セメント材料とか、いろんなものに転換していけるかなとも思います。で、木材の需要がないから木を切り出せない、ではなくて、需要っていうのは基本的には作り出すものと思っています。これは普通に、資本主義経済社会を、良いとか、悪いとか、そういうのは置いておいても、

需要っていうのは作り出せる。それにはやっぱり、例えば町内、なにか看板を立てよう、作ろうと思ったら、町内産材の木を使って看板を作る。先ほど言った公共施設もそうですし、2番議員がお話したCLTとか、その建築物でも、極力、町内産材の木材を使っていくとか、あとはガードレールを、そういう鉄製にするんじゃなくて、町内産材でなんとか作っていくとか、そういったあの、なんでも町内のものでやっていこうっていう気さえあれば、やる気と意思の問題だと思うんですよね。作るの面倒くさいし、作る人材がないから、外から供給されたものを使って、買ってやればいいやと思うと、日本全国、どこでも同じような街並み、どこでも供給されるものを使って町づくりをしていくことになりましたけど、やはり町内でそういう完結できるその循環が生まれていくと、ものすごくオリジナルな町づくりっていうのができるようになるんじゃないかなというふうに思っています。

で、現状、いろんな問題点等々あって、なかなか、そういうふうになったらいいなと思っても、できないでいる現状があるのかなとは思いますが、これ、たぶん、皆さん、大変勉強熱心ですので、すでにご存じかとは思いますが、オーストリアのギュッシングっていう町で、非常にやっぱり、そういう取り組みをされていて、私すごくこれ、只見で実現したらいいなって思っているものが地域暖房っていう仕組みです。この町も人口4,000人に満たないような小さな町で、かつては非常に、ヨーロッパの中でも最下層に属するような貧しい町でした。そこで、1990年ですか、議会全会一致で、エネルギーを化石燃料から木材に置き換えていくっていうことを決めて、それからわずか10年あまりで町は7割以上のエネルギーを自給できる町にしたと。正確には11年なんですけど。わずかそれだけの期間で、木材、この町の、たしか4割ぐらいが森林ということで、只見より全然、面積も狭いですし、狭いからできることってあると思うので、完全にこの町の真似をこの町ができるかっていうと、そんなことはないと思うんですけども、少なくとも似たような取り組みができるんじゃないかなというふうに考えています。で、何故、この地域は、ほんと、わずか15年かな、15年ぐらいで、域外に出ていたマイナスの赤字分を取り戻すばかりか、プラス3倍ぐらいの利益を、黒字を生み出すようなふうになってます。このエネルギーを売ったりすることですね。で、それに何をしたかっていったら、やっぱりこの外に払っているエネルギー代の流れを変えて、お金の流れを変えて、地域内で循環させれば、町はもっと潤うのではないかと、町長はじめ、議会全会一致でそういう考えを持って取り組んで、もう、それ決めた翌年から早速、バイオマスに対する取り組みを始めた。で、この地域暖房っていうのは、

地下に張り巡らされた熱配管、バイオマス発電、この町の場合は3基、関連施設を30近く持ってこの電力や熱を賄っているんですけども、主にこう、集落が密集しているようなところでのみ有効かなと思うんですよね。町全体に張り巡らせるっていうのは、ちょっと、あまりにも広いこの只見町にとっては非現実的なんで、なにかその最初の取り組みとして、どこか、中心市街地でもいいので、住宅が密集している地域からだけでも、そういった取り組みを試験的に導入してみて、やってみるっていうことができないものかなと。その供給された熱源で家中、もうセントラルヒーティングのようになるっていうような仕組みなんですけど、それだと年間のその暖房にかかる費用が15万ぐらい、15万から20万ぐらい毎年かかっていたものが、マイナスどころかプラスになる。住民がみんな山に行って木を切り出してきて、その切り出してきた木を町が買い取ってくれる。その循環で、そうやってエネルギー代をただにしているっていうような取り組みの循環ができるようになっている。この、なんでこれが、やっぱり、できるのかっていったら、一般家庭を巻き込んで、町全体でそういうシステムを組むっていう決断をして、みんなで取り組んできたっていうのがあると思う。やっぱりその住民意思のとりまとめといいますか、啓もう活動も含めて、住民一人一人の決断がないと、そういった取り組みってなかなかしていけないのかなというふうには思います。ただ、これができる、今回のような豪雪にまでは対応できないかもしれませんが、少しぐらいの雪であれば、そういったボイラーを地下に配管することで、融雪にも繋がりますし、実際、そういう効果を出しているところ、こういった地域暖房導入することで融雪にも使われているっていう事例はあります。山形県の最上町でもそういう取り組みをされています。なので、広い、この面積の広い只見町でも、一部の地域からそういった試験的導入をすることによって、なにか実現していけるんじゃないかなというふうに考えたり。べつにこれと同じことをしろとは、必ずしも言いませんけれども、あくまでもそういった仕組みづくりっていうのはどういうことなのかってことの一部として、この事例は非常に参考になるのではないかなというふうに思っています。只見は只見ならではの形で、そういった仕組みづくりっていうのを長期的な視野で考えていくべきなのではないかなと。今のこの、ただただ毎年毎年、同じだけ費用のかかる状態、垂れ流している状態は、どこかで食い止める必要があると。それをみんなで、どうやったら実現できるのかなと。常にもう、四六時中、暇さえあれば考える、みんなで考え続けてアイデアを出し合って、もう、日常的にブレインストーミングしているような、そういったところから、ポッとこう、良いアイデアが出てきたり、こうし

てみたらどうだろうっていうのが出てくるのではないかなと思うので、みんながそういう意識で、どうしたらそういう仕組みつくれるかなというふうに、みんなで考えてほしいなっていうふうに思います。結果、このギュッシングっていう町でそういう取り組みをして、何、どうなったかって、結局、世界市場の需給に依存せずすんで、価格も相場に左右されることもなく、農業以外めぼしい産業がなかった町に、安価で安定した熱や電気を求めてヨーロッパ中から企業がやってきたと。13年間で50もの企業がやってきて、1,100人もの雇用を生み出したと。当然、町の税収も跳ね上がって、16年間でなんと税収4.4倍。町内の道路やスポーツ施設、各種公共インフラの整備も進んで町全体がきれいになったと。そういった好循環が生まれるんですね。これやるのに50年、100年かかっているわけじゃないです。その10年から20年の間で、これだけのことが、その気になればできるんだという、良い事例かなというふうに思います。大事なのは、やはり住民の決断と政治のリーダーシップに尽きるかなと思います。これ、あの、町長もご存じのお話をしただけだと思うんですけども、聞いてらっしゃる町民の皆さんや、ご存じない方のために少しお話ししましたけれども、そういった、根本的な、なにか町全体が、10年・20年前より、こんな感じで仕組みをつくったおかげで、今こうなっているよねっていうものの礎を、今から着実にみんなで考えていって、つくって構築していってほしいなと思うんで、そのあたりの意気込みっていうか、お考えを、町長、最後にお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） いろんなあの、先進的な事例があるものだなというふうに思っておりますけれども、今般、只見町が進めようとしている湯ら里のバイオマスボイラーの導入は、ひとつのそういった方向に向かってのきっかけになるんだろうというふうに思っております。これもただ単に、山の資源を使うボイラーを入れるということだけではありません。それを実は、実際、現実化して、計画というのは課長からも話があったとおり、ストックヤードも含め、チップ工場も、また、相当、短期間、来年度いろいろ、相当の事業計画までやっていかなきゃいけないこととなりますが、そういったことをやる。やる中で、やっぱりひとつあの、これまで山はなかなか動いてこなかったわけですが、いろんな製材屋さんもあれば、森林組合等々、山で仕事する組合の人達もおるわけですけども、やっぱりこれをひとつ循環させるのに、これがひとつ成功させなきゃいけないなという思いでおります。それ、成功させるには、今、山に関わっている人、木に関わっている人、運送に関わる人、そういったこ

との連携がなければ、たぶん、うまくシステム化していけないだろうということですから、そういった意味でも、ひとつ、先ほどから話もあった、地域内業者なり、地域内人材や、ひとつのスキルの連携というか、そういった協力し合うということ、生まれてくることも必要だろうと思うし、なによりもまず、只見町は半年間冬ですから、木材の搬出に非常にここは不利な条件がある中で、こういう森林産業や山を活用しようとする時の冬期間に、今までだと、冬はもう営業は停止ですと、閉鎖せざるを得ない。これではなかなか、これからも山に関わっている、山の資源を活用していくといったような人材を育てるのは非常に雇用環境からいって難しい環境にあるところを、こういったのをひとつスタートする中で、チップ材から等々、なにか生産するということになれば、その時期を、冬期間という不利な地域に、そういったものをストックさせる、その生産に向かって、雪が解けたら山に行く。そういった流れを、そして四季を通して、この山に関わり、山の資源を活用できる組織体なり、活動できる母体ができあがって、それをまた使う場所があつてと、いうところを、ひとつこれが、これをひとつのきっかけとして作り上げていくことができれば、その先のまたステップも望めるだろうということだろうと思うんです。やっぱりただ単に、山に行って、木を伐って、下草刈っての技術者だけが必要な、そういった人ももちろん必要ですけども、併せて、こういった今の、これから将来を展望して、森林資源や地元資源を活用して、地域内経済なり、地域内、自分の取り組んでいる事業をどう展開していくかといった、そういった視点を持った人材が育成されなければ長続きしないわけですから、そういったことも含めながら、今回の湯ら里のバイオマスボイラーの導入というのは、そこまで含めて、ひとつ実験的に、モデル的に、なんとか成功させていきたいなというふうに思っております。こういった、一つ一つ具体性を持って、そしてまた町民の方々が、また改めて山なり、森林整備なり、森林を通した環境整備なり、いろんなことに興味を持っていただける。そしてそれは、そういった活動を通してながら環境学習といったような形でまた子供達もそういった場に触れ合うようなところを提供することによって、将来展望できるような、今、議員がおっしゃったような地域資源を活用した産業の育成と同時に、将来の地域づくりそのものも視野に入れた人間形成に繋がっていくんじゃないのかなと、そういったことを念頭に置きながら、今、この2番目の質問ではありましたがけれども、この2番目の質問になっている、今提案させてもらっている事業というのは、そういうところまで含めて考えていきたいなと思っておりますので、ご協力願いたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） まあ、要は、場当たりの、個別的に、これ導入したから、あれ導入したからって、単発でこう終わっていく事業を、ただただやっていくのではなくて、根本的な仕組みづくりとして、町が良い方向に回転していく、そういったものを構築していただければいいなど。この私の想いを今回この場にいる皆さんに聞いていただいただけでも、私は意味があるかなと。少なからず皆さんは、今後、どうやったらそれ実現できるかなと。暇があれば、もしかしたら、フッと頭によぎっているいろいろ考えてくださるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、また町長の、そういったいろいろ、考えてくださっていることも深く理解しましたので、期待したいと思います。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、10番、石橋明日香君の一般質問は終了いたしました。

続いて、3番、佐藤孝義君の一般質問を許可いたします。

3番、佐藤孝義君。

〔3番 佐藤孝義君 登壇〕

○3番（佐藤孝義君） 最後になりました。

私の質問は、そういうグローバル的な質問じゃなくて、単純明快な質問で失礼いたしますが、まず明和小学校の跡地の利活用についてでございます。一つは、旧体育館まだ残っております。それをどうされるのかなということと、住宅対策及び公共施設等である土地、校庭含めてありますけれども、その辺をどう考えておられるのかなということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 佐藤議員にお答えいたします。

明和小学校跡地ということで、旧体育館解体の有無についてでありますけれども、ご質問の体育館は昭和41年に建築され、現在は一部で防災用品を保管しております。建物の構造耐震指標であるIs値は0.112で耐震性ランクはDランクであります。これは地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いものです。そのため、他の用途に使用するには大規模な耐震補強が必要となります。よって、今後、速やかに解体の方向で進めてまいりたいと考えております。

二つ目に、住宅対策及び公共施設等での利用についてということではありますが、跡地利用についてのことだと思えますけれども、住宅対策を含めて公共施設の、明和地区における建設候補地としてやっぱり考えていきたいと思っております。この場所は明和地区の中心地にありますので、地域活性化に寄与するよう進めてまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

方針を示されましたので、ありがとうございました。なんでこれ、こういう質問したかということではですね、やっぱり明和地区の人は、やっぱりあの地区には、非常に、私を含めて想いがあるんですよ。なんだかんだ言っても明和の中心地でございます。私どももう、小学校から中学校まで、幼少の頃、ほとんどあそこで過ごした土地であります。今の現状を見ますと、結局、まあ、サティアンみたいの、体育館がひとつポツンと残っておりますし、それで校庭もまあ、荒れたような状態でございます。これ、地区の人はやっぱり、あれ、どうすんだべなという心配がありました。お前、どういうふうに考えてんだという、私にも相当、相談あったりしましたので、この際、聞いてみようかなということで質問させていただきました。その方針、示されたこと、理解できます。体育館については、私も、いろいろほら、最初、農業関係のきのこの栽培とか何かに利用するとかってというような話もありました。でも、やっぱり体育館は体育館なんですよ。建築構造物っていうのはやっぱり用途によって造られてますから、ほかに流用するということは、なかなか、お金もかかりますし、そぐわない部分があります。今本当に、あそこ上がって、小学校のほうから眺めますと、非常に景観も悪いですし、早くなんとかしてもらいたいなというふうに思っていました。これ、良かったなというふうに思います。これ、こういう指針、ひとつお願いなんですけども、示されたんで、やはりあの、地域の、地区の人に、周知して、みんな、それぞれ、想いお持ちの方が多いと思うんですよ。だから、今からそういう方針なんだ。じゃあ、その後、どういうことで利用しようかなというふうに考えられると思うんで、早目にですね、周知していただきたいなというふうに思います。跡地の対策については、これ予算もかかることでありますし、これからみんなで考えなくちゃいけないということだと思えます。それにはやっぱり、振興センター、センター長おいでになっておりますけども、やはりあの、明和地区ですと振興会もできております。今、喧々諤々と話し合い進んでおる中で、やはりこういうことも提示していただきまして、みんなでどうすんだというような話し合いまでしていただきたいなとい

うふうに思います。

それとあの、これ、解体を進めてまいりたいと考えておりますという返事なんですが、昨日もらったあの、計画書、予算書に、今度の予算に入るのか、いつ頃考えておられるのか。この壊すだけはちょっと早くしていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思いますけど、その辺はどうですか。今度の予算に上がってくるのかどうなのか。その辺をまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まだ具体的な年度まで現実のところ、詰めてはおりません。が、しかし今、議員がおっしゃったことも含めてですね、地域住民の方々も大変関心を持っておられる、心配もされているということでもありますので、尚、今も若干の使用には期しているわけですから、それを踏まえながら、あの一帯の地域の環境をもう少し地質的に調査して、ひとつ、方向性を、きちんともう少し具体性を持って示してまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） そうですね。これ、速やかかって書いてあるんで、2・3年中にやられるのかなと思ったんですけども、まだ決まってないということでございます。そうであればですね、あの地域の管理ですね、今どうされているのか。あの校庭とかですね、その辺、どういうふうに考えて、今どういうふうになっているのか。どこかあの、委託で草むしりとか、草刈りとかやられているのか。そうでないのか。その辺伺いたいと思います。

それともう一つ、これ、関連しますけど、その近くにですね、東北電力からの、跡地はきれいになったんですけども、裏に教員住宅、おそらくまだ残っていると思うんですよ。それであの辺もですね、あそこ、新しい、今度、道路ができて、すぐ、今度、隣になりました。やはり教員住宅で、一戸建てで、あまり良い住宅じゃないんですよ。で、やはり、教員の人に草刈りやれとかなんとかっていうの、これ、なかなか難しい話だと思うんですけども、非常に荒れたような感じで見受けられるんですよ。だから、あんまり、しょっちゅう、振興センターに行くたびに、あまり良い状態じゃない景色だなというふうに見られるんで、今後、その辺のあの、草刈りとかですね、なんかこれ、集落の老人会に委託されるとか、そういう感じで管理、考えてられるのか。今後どうしていかれるのか。その辺まで、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。特にあの、校庭なんかは、構わないでおくんですけど、やっぱり、草も生えますし、これ、集落の人に聞いたんですけども、やっぱりなんか、湿地

帯のようになっちゃうから、山側に側溝ぐらい入れてもらったかどうかという話まで聞いておりますので、あまり荒れちゃわないうちに、すぐに壊さないのであれば、なんとかその、その間の管理だけは十分にしていってほしいなというふうに思います。そして、今後の利用についてはですね、せっかく振興センター長おりますので、これはやっぱり地区の方々の意見を十分、今からですね、今から統一しておくっていうか、計画しておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。その辺をちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育財産ですか。行政財産ですか。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 従来は教育財産でしたが、現在は普通財産になっております。それである、そこには学校とプールがありまして、体育館、学校は取り壊し、プールも危ないので取り壊して、一体的に旧東北電力の事務所も一緒に壊したいということで一旦は考えました。ですが、経過の繰り返しになりますが、2事業者の方から、旧明和小学校体育館を使いたいという要望がありまして、町内と町外がありまして、まあ町内優先だろうということで、町内が、事業者がやることになって、一旦はそこをお願いすることになったんですが、その後、辞退されましたので、そのまま解体撤去しないで明和小学校の体育館だけ残っているという経過をたどってます。その後のことは先ほど町長申し上げたとおりでございます。

あとは今後の利活用につきましては、これまた町長申したとおり、明和自治振興会、明和振興センターとございますから、明和地区の方々がこういった利活用が一番好ましいのかということ明和振興センター中心にまとめていただいて、それを十分反映するような形で、その方向性を示していくというのが順序かなというふうに思っております。

あと管理につきましては、除雪とか、除草等のことにつきましては、明和振興センターと連絡をとりながらやっているつもりでございましたが、十分至ってないというご指摘をいただきましたので、その辺は改善に努めて適正な管理に心がけていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 明和地区の教員住宅の関係であります。まあ、大変な状況であることはよくわかっております。管理について、基本的には本人ということ、勿論、当たり前な状況であります。これはちょっと記録には残していただきたくないような話で、ちょっと急

に思い出したものですから。あるところに私も教員として行った時にですね、秋口、非常に古い住宅で、齋藤先生、そこの部屋歩くときは真ん中のところを歩かないでください。畳が落ちますからということなものですから、脇を通って台所に行った、そんな住宅でした。秋口になって学校から帰りましたら、数人の方が一生懸命、家の周りを、まさに草刈りをされている状況で、その姿を見て、これは教員として頑張らなきゃいけないなということを強く思ったことを今、その話で思い出したんですけど、これ、記録に残していただきたいと言っても入っちゃっているんですが、そういったこともありましてですね、原則は本人ということ。また、委託というありがたいお言葉もいただいたんですが、まず原則、本人に管理させるということで今進めていきたいと思います。

それから、教員住宅についてはいろいろ、厳しい状況についてはご理解いただいているところで、今、町全体の住宅状況の中で教員住宅も併せて今検討していただいている状況あります。そういう中で、できるだけ快適な住宅を提供してですね、たしかに只見は雪とか、いろいろ遠かったりして大変だったけど、でも良かったということをはかに行って言っていただくことが本当の地域づくりになると思いますので、そんな方向で考えていきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 大体、理解はできるんですが、これ、やっぱり、ある程度、スピーディーにやっていただきたいなというふうに思います。本当に、これ、速やかに解体、解体だけでも速やかにやっていただいて、町の住宅事情、昨日以来、随分、質問にも出てきたかと思えます。そういう事態を踏まえてですね、早くきれいな整地にして、いろいろ考えていただきたい。特に明和地区の場合は、教員住宅含めて、教員とかですね、やはり、よそから来た若い人は、やっぱり空き家っていう、農業関係ですけども、対策、空き家に入るか・入らないかという、空き家あってもやっぱり、限度がありまして、あまり古い住宅望まない、入りにくい、使い勝手が悪い、車庫もないっていうの、話もございます。やっぱり若い人、子育てするには、やっぱり、ある程度、良い住宅でないと、入る人がいないのかなと。ある程度、我々ぐらいの年代になって、リタイヤしてきた人が古民家好きで、そこに入りたいたいというよう人はこれは別ですけども、やはり、この雪をね、考えますと、やはりあの、若い人には若い人なりの住宅が必要なんじゃないかなというふうに思いますので、ここ、本当あの、日当たりも良くて、明和の高台にありまして、本当に場所の良い地区でございますので、

ここをやっぱり、ちょっと早めに準備していただきたいなというふうをお願いして質問を終わりたいというふうに思いますが、最後、解体の年度ぐらいはちょっと、返事いただきたいなと思ったんですけども、その辺考えていただけませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長からお願いします。

町長。

○町長（目黒吉久君） 解体の年度はこの次の質問の時にまたお答えしたいと思います。

以上でよろしくお願いいたします。

あと先ほども、あの地区の利活用については、いろいろ、住宅もいろいろ計画的に、当然あの、担当課で需要というか、供給需要バランス等、いろんな全ての課題を踏まえながら、当然あの、考えていくということになるろうと思いますけれども、そういった候補地として十分、明和地区の場合はあそこだろうということで捉えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

○3番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、3番、佐藤孝義君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

ここで、暫時、休議します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時43分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第79号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第79号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第79号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

これはあの、行政改革大綱に基づきまして、第三セクターの経営検討委員会を設置して、調査検討をするための特別職、非常勤特別職の条例改正でございます。

第2条第2項中、1万2,000円を1万5,000円に改めるとあるものは、日額の報酬でございますが、会計専門家についてのみ1万2,000円の上限を1万5,000円に引き上げたいとするものでございます。それ以外の学識経験者の経営検討委員会につきましては、他の非常勤特別職に倣いまして日額5,700円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 1点だけお伺いをいたします。

この会計専門家とされた検討経過。そしてこの会計専門家に何をお求めになるのか。この辺をちょっとお聞かせをいただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 会計専門家と申す職は、例えば公認会計士もしくは税理士もしくは中小企業診断士等を考えております。人選は当然、議会の本議案可決後に人選に入りますので、そこまでは申し上げられませんが、基本的には公認会計士、税理士、中小企業診断士等の会計専門家を考えております。それからこれは経営診断でございますので、当然、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を中心とした数値的なものを中心として、検討、診断していただくというものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 経営診断ということですが、経営診断であればたぶん、総合政策課長、お得意の分野ではないかと。今、三セク、振興公社、湯ら里、見ていただけるわけですから、たぶん、総合政策課長でも同じような答えを出されるのではないのかなというふうに思います。私はやっぱり、大切なのは、これからのその、集客、営業をどうするかというところが一番大切だと思っております、その辺も同時に求められるのであれば、これは良

いと思いますけども、まあその辺は、今回は、まあ、抜きと。で、とりあえずその、数値上の分析をされるということなんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） やっぱり順序としては数値的なものをきちんと把握、分析していただくと。そのうえで当然、8番議員おっしゃるようになってくるものがあると思いますので、そういった、これからの方向性を指し示すものまで踏み込めれば、尚それは望ましいと思っておりますので、その具体的な数字の経営診断、分析がなされた中で、その方向性を探っていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第79号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第80号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第80号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料の配付…

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、保健福祉課長、説明をお願いします。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第80号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを説明いたします。

まず今ほど配付した資料をご覧いただきたいと思います。ここにあの、同じく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についてということで資料のほう配付させていただきました。これにつきましては、平成27年度の4月から子ども・子育て新制度に向けての条例制定ということでございます。一つ目に確認制度ということでございますが、子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法、それから認定こども園法等に基づく許可等を受けたことを前提に、施設・事業所からの申請に基づいて、町が対象施設・事業として確認をし、給付による財政支援の対象としていると。給付を受けることができる施設及び事業は次のとおりですということで、その下のほうに特定教育、それから保育施設というのがどういうものなのかということで記載になっております。一つが認定こども園。それから幼稚園、認可保育所ということでございまして、認定こども園については教育と保育を一体的に行う施設ということでございます。それから幼稚園につきましては小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行うと。それから認可保育所については、就労の、そういう部分で、家庭で保育ができない保護者に代わって保育をする施設というような意味合いでございます。それからその隣の部分につきましては、特定地域型保育事業ということで、小規模保育事業、それから家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、それから事業所内の保育事業ということでございまして、こちらのほうにつきましては0歳から2歳までの児童が対象ということになります。それで、小規模保育につきましては、その裏にも書かれているんですけども、人数等の制限等がございまして、申し訳ありません、その2ページ目ご覧いただきたいと思います。先ほどの特定教育保育施設については3施設ということで、認定こども園については、すみません、20人以上と。それから幼稚園については人数制限なし。そして保育所については、やはり20人以上と。この中で、1号、2号、3号認

定子供の区分を定めるといような形に、1号、2号、3号といような部分出てきております。1号といのは3歳以上とい区分で、利用施設が幼稚園、そして保育所、認定こども園を利用することができる。それから、2号とい部分につきましては、やはりこれも3歳以上で、利用施設が保育所、そして認定こども園といことでございます。それから3号といのが3歳未満で、利用施設が保育所と認定こども園の利用ができますよといような内容でございます。それから特定地域型の保育事業につきましては、先ほど言いました0歳から2歳といことございまして、家庭的保育についてはその人数、利用定員でございますが、1人以上5人以下で、3号といことで、3歳未満、2歳までの利用といことございまして、そのような内容となっております。それから小規模保育事業A・B型といことにつきましては、6人以上19人未満として0から2歳までと。それから小規模保育事業のC型。これが6人以上10人以下として3号認定の子どもに依ると。それから居宅訪問型保育事業につきましては、これ1人といことございまして、障がいたとか、例えば疾患などでケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1で保育のほうを行うといような施設、事業所といことでございます。それから事業所内の保育事業につきましては、雇用する労働者の子どもとその他の子どもといことございまして、3号認定保育、これも0歳から2歳までの児童が利用対象といことございまして、会社の事業所の保育施設などで従業員の子供とか地域の子供を一緒に保育するよ事業所といようなことでございます。

それからまた1ページ目戻っていただきまして、こういような分類がこの条例の中ではされるといことでございます。次に、この施設の確認を受ける施設事業者に対しては以下の事項が求められますよといことございまして、二つございます。一つ目については、認可基準を満たしていること。それは上のほうにありました学校教育法だとか、児童福祉法、あるいは認定こども園法に基づく許可をとっていることと。それからもう一つ目、二つ目については、運営基準を満たしていることと。今回ここに提案させていただいている、町が条例としてつくっていくこの基準を満たしなさいよといことで、この二つの事項が求められるといことでございます。それから、間ちょっと飛ばしまして、その下のほうですか、条例策定における町の対応方針といことございまして、運営基準において、国が定める基準では、上記のとおり従うべき基準。この従うべき基準といのが上のほうにございます。国が定める基準に従いなさいよとい部分につきましては利用定員。それから就学前の子どもの適切な処遇の確保であったり秘密の保持。それから同じく就学前の子どもの健全な発達

に関連するもの。これと、それから参酌すべき基準ということでございまして、上の部分以外のものについては参酌基準ということで決めて良いということでございます。町の実情に国のこの基準と異なる内容を定める特別な部分がないということで、今回のこの条例につきましてもは国の基準どおりの内容とさせていただいております。それからこの条例整備の必要性でございますが、子ども・子育て支援法、これ24年に制定されているということでございますが、34条の第2項においてということで、特定教育・保育施設の設置者は、町の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って、特定教育だとか保育を提供しなければならないと。ここでいう、町の条例で定めるということでございます。それからもう一つが、法の第46条の2ということで、それがその後ろの部分でございます。特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って保育の提供をしなければならないというようなことから、今回、この条例のほうの提案をさせていただいていると。これはいずれ27年の4月までの間には全ての市町村でこの基準に定める条例のほうを制定するという事となります。

それから、この裏の部分でございますが、条例の中身につきましては大きく分けて三つございます。一つ目の括り。これが第1章部分ということでございまして、これにつきましてはその趣旨であったり、定義であったり、一般原則ということで、そのベースになる部分がこの中で決められていると。趣旨については、例えば第1条ということで、この条例は子ども・子育て支援法に基づいて、その特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めますというものでございます。それから定義についてはそれぞれの言葉の基になる部分の決め方。そして一般原則という部分では、例えばその事業者が良質且つ適切な内容及び水準の、そういう保育であったり事業を行うことによって、子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保されることを目指すものでなければならないというような、そういう一般原則について定めていると。これが第1章部分でございます。ベースになる分ということでございます。それから第2章につきましては、特定教育・保育施設の運営に関する基準ということで、先ほど区分の中でありました認定こども園だとか、幼稚園だとか、認可保育所にかかる分のその基準等がそこに決められていると。この中では、またさらというか、利用定員に関する部分であったり、運営に関する基準等がこの第2章の中で、その施設に関する部分が決まっているということでございます。それから第3章、大きく分けて三つでございますが、この三つ目につきましては、これも同じように特定地域型保育事

業ということで小規模事業所であったり、家庭的保育事業所であったり、居宅訪問型の保育事業所であったり、企業所内保育のそういう部分についての利用に関する基準であったり、運営に関する基準が決められているというようなことでございます。

この資料につきましては、例えば2ページ目見ていただきたいと思うんですが、利用定員、一番上のほうから利用定員。その項目については下のほうにまあ、カッコで従となっております。国の定めに従っているものということで、今度、右端にいきまして国基準と同じということで第4条にその利用定員についての部分が決まっているということでございます。それから、その下のほう、利用開始に伴う基準ということでございますが、内容だとか、手続きの説明、同意、契約についても、これも国の基準に従っているということで、今回の条例の中では第5条第38条の中にその部分が謳われているというような内容でございます。で、先ほど言いましたように27年4月に向けて、この条例改正をした中で、今度はこの運営のほうを行っていくということでございます。4月については、内容等そんなに変わるわけではございませんけれども、今現在、昨日も言いましたように、この新制度に向けた計画策定を今しているということと、4月以降については、今までその申請があつて決定していたもの、これがあの、今度、認定という形になりますので、その認定の中で標準時間ということで、その保育時間が11時間になる。それから短時間ということで8時間というような、その二つの部分を今度分けながら運営のほうを行っていくというようなことでございます。

ということで、以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） この条例については、私9月議会で、この先だつて質問いたしました。その時に、今までどおり保育所は、そのままですねということでお聞きして、そのままですということですが、あとは、まあ、サービスの、現在やられている保育のサービスの低下にならないように、今現在よりもね、ということで質問しましたが、まあ低下にならないようにするという返答でしたけれども、ここの、これだけの文章とか、このあれで、説明を受けたんですけれども、この、まあ国の基準でやるということをおっしゃいましたが、現行とどこがどういうふうに違うのか。変わりはないのか。そのサービス低下にならないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 現行と国の基準と同じということでございますので、内容等についてはそのとおりでございます。それからサービスの部分につきましては、保育料の軽減部分についても、それは継続してというような形でございますし、一時預かりサービスについてもそれも検討していくというようなことでございますので、とりあえずその、次年度以降の部分につきましては低下にならないよう努めていくという考えでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 今、答えていただきました。低下にならないようにというお返事でしたが、是非、そのようにお願いしたいと。いろいろな基準があるようだったので、その基準が町独自でできるようなということをお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第80号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第81号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第81号 只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 説明をお願いします。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第81号 只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金貸与条例の一部を次のように改正するということとございます。

第11条各号並びに第12条第3号及び第4号中、直ち、を5年以内に改めるものとございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。資料、新旧対照表というか、改正前後の、そこに条文が載っております。これにつきましては、今回の課題であります看護師不足の解消のために奨学金の返済の免除及び返還の部分について、直ちにという部分を5年間の猶予期間を設け、ある程度、その臨床・研修等の経験を積んだ若い人、人材の早い時点での確保を図っていくというものとございまして、先ほどの資料の中にあります直ちにという部分、第11条の各号の部分と、それから第12条の第3号、それから4号の直ちにの部分とを5年以内にということで改正をさせていただきたいものとございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、説明受けましたし、町長からもこの関係について説明を受けました。私あの、別に反対するものでも何でもないんですが、ただあの、こうした町内のいろいろな資格を持った人材の確保。これあの、昨日ですか、新国議員からも提案あったようなことも含めまして、私は、今後、やはり、人材を本気になって探さないと容易でない時代がまもなく私はきてるか、くるというふうに思います。是非あの、こうした改正については、必要あれば事前にでも、私はそれが出てきたからやるんでなくて、どうしたら只見町に人材が集まるか、集められるか、そういう条件整備のためにこうしたことについては積極的に取り組

んでいただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 1 号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

〔議案名の読み間違いのため訂正〕

○議長（齋藤邦夫君） 失礼しました。

訂正させていただきます。

それでは、訂正いたしますが、ただ今の議案は 8 1 号でした。

8 1 号の議案の可決についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 5、議案第 8 2 号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 資料…

○議長（齋藤邦夫君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは説明を求めます。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第82号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

只見町国民健康保険条例の一部を次のように改正すると。第6条第1項中、39万円を40万4,000円に改め、同項ただし書中3万円を1万6,000円に改めるものでございます。

資料のほうご覧いただきたいと思います。出産一時金ということございまして、出産一時金の総額42万円の額に変更はございません。中身につきまして、改正前の出産一時金としての39万円、それから、その下の必要があると認める時は規則で定めるところにより、これを3万円を上限として加算するという部分について、39万円を40万4,000円、それから3万円を1万6,000円を上限として、という内容に変わるというものでございますが、これにつきましては産科医療保障制度の出産一時金。これがあの、平成26年4月21日に社会保障審議会医療保険部会において、この掛け金の額を見直すこととされる方針が決定されまして、26年の7月7日の同部会において今のような内容に決まったということでの改正でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 2 号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 6、議案第 8 3 号 第 2 次只見町国土利用計画策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続いて、議案第 8 3 号 第 2 次国土利用計画只見町計画の策定について説明いたします。

これは只見町議会基本条例第 1 7 条第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

国土利用計画につきましては、まず国の計画、都道府県の計画、市町村の計画と 3 段階あります。当然、県の計画は国の計画に沿ってなければいけない。市町村の計画は都道府県の計画に沿ってなければいけないということになっております。今般、町の第 2 次国土利用計画只見町計画について、福島県との協議が整いましたので、今回、提案して議決を求めたいとするものでございます。

そしてあの、従前の国土利用計画というのがございましたが、これは平成 5 年 9 月でございます。これはあの、平成 1 2 年間までの計画でございましたが、非常に心苦しいんですが、平成 1 3 年以降の計画は只見町は持っていませんでした。平成 1 3 年以降の計画がないまま

ここまできまして、平成26年の12月になって議決をお願いしたいという次第であります。

そして、この国土只見町利用計画を見ていただきたいんですが、1ページ、表紙をめくっていただいて1ページ。一番大事な基本構想のところです。当然、(1)の町土地利用の基本方針の中には、下から3行目から、ブナと生きるまち、雪と暮らすまちを目標にということ、また、只見ユネスコエコパークの理念のもと、というふうな字句を付け加えさせていただいております。

それから、6ページを見ていただきたいと思います。2、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要というふうになってございます。(1)ですが、ここでは、(1)の①ですが、計画の目標年次は平成34年とし、基準年次は平成24年とするということですが、まあいろいろ、人口問題とか、様々な減少対策をしなくちゃいけないと言われている中ではあります。平成34年において、概ね、人口3,860人、世帯数1,700世帯に減少するものと想定するということ、人口問題研究所と、そういったデータ等に基づきましてこのような推定値でございまして、これを当然、看過しているわけではありませんが、国土利用計画の策定上、このような数値を書かせていただいております。

そして、7ページですが、地区別の概要ということで、当然、只見地区、朝日地区、明和地区の3地域として地域ごとの土地利用の条件、将来の方向性について次のとおりとするというふうにあります。カタカナのアで只見地区。ここにありますように町行政の中心地であって、役場、商工会、警察・駐在所等の事務所、店舗、旅館等が比較的集中していると。また、国道252号と289号が交差している。JR只見駅があって交通の要所だということを書いております。また、浅草岳をはじめとした広大な山岳、観光資源等が、スキー場、旅行村、河井記念館等々のものもあるということで、結びのほうになります。生活交流拠点の整備や商店街の再編成整備等を推進するという概要を書かせていただいております。朝日地区につきましては、地理的には只見町の中央に位置し、伊南川流域に開けた水田を主体とした農村地域であると。中心部、長浜地区、黒谷地区には診療所、老人保健施設こぶし苑、只見ホーム等々の介護・医療施設であるとか、消防署の出張所、JA、第三セクターの特産等がございまして、そういった中がある中で、これも結びのほうになります。当然、生活サービスや、生活サービス機能や農業を中心とした業務機能の集積に暮らしやすい地域づくりを図るということですが、産業の振興を推進していくということを書かせていただいております。ウにつきましては明和地区ですが、ここは伊南川、布沢川、塩ノ岐川の支流の

流域に集落が散在して、農林業が主体で、水田、南郷トマトや花卉栽培が行われているということで、大曾根湿原、布沢の天然林、ブナ林等々のそういった貴重なものがあると。また、窪田遺跡であるとか、成法寺観音堂、小林早乙女、梁取神楽等の伝統芸能文化が継承されているということでございます。課題としては、従前、布沢のほうにそういったセカンドハウス等も多くあるということで、良い面等、いろいろ課題になった点もありますけど、そのような状況を書かせていただいております。そして、8ページになりますけども、自然や文化の体験と保養を堪能できる観光レクリエーションエリアとしても観光振興を推進するという概要を書かせていただいております。

これをもう少し具体的にしたものが先般の全員協議会でお示した只見町の創生についてということで、只見・朝日・明和の地域特性を活かした地域づくり、新たな、多様な交流を創出していくという考え方で、さらに具体的に申し上げれば、只見地区は中心市街地の活性化事業、朝日地区は医療・介護・福祉施設等を中心とした、さらなる健康・レクリエーションの施設整備。明和地区は民具の収蔵、展示等の事業を中心としてやっていくということも、少し踏み込んだ構想を前回お示しいたしましたが、考え方はこのような、土地利用計画についてもそのような考え方で策定したということでございます。

あとはアンケート結果であるとか、細かな説明資料等々が後段のほうに資料として、地図も含めまして細々と書いてありますが、これは議員の皆様、お目通しいただければ、すぐご理解いただけるものというふうに思いますので、一つ一つは時間の関係もあって申し上げませんが、そのような考え方で一体的な町づくりをしていくという中で、今般、非常に、間が14年ほど開きましたけども、只見町の土地利用計画を策定いたしましたので、是非、ご理解を賜りたいとするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君）　1点お伺いいたします。

甚だ心苦しく思っておるわけでありますが、これは別として、昨今その、まあ、予算化もされておりますし、木質バイオロジーといいましようか、木質バイオエネルギーの、まあ、循環であります。そういう考え方については、この森林という、3ページにある地域振興のための積極的な活用を図るという中で、いわゆるユネスコエコパークの存在理由と共存、そして共栄されていくというふうな考え方でよろしいでしょうか。それとも、そのエネルギー

一活用についてはどこかに項立てされておるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議員おっしゃるように、3ページの森林のところ、木材・間伐材の利用、林産物の供給、水源涵養ということもここに書いております。併せてあの、10ページの中の森林の中でも、10ページになります、(6)のイ、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、林道網の整備、森林資源の整備を計画的に推進するとともに、特用林産物の供給源として資源の保全に努めるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第83号 第2次只見町国土利用計画策定については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第84号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第84号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 資料の配付をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） それでは説明してください。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 議案第84号 工事請負契約の変更について。

次のとおり工事請負契約を変更する。1、契約の目的、只見総合開発センター解体工事。
2、契約の相手方、只見町大字只見字原610、美馬建設株式会社、代表取締役、美馬典昭。
3、変更内容、(1) 請負金額、現行の4,989万6,000円に572万5,080円を追加し、5,562万1,080円とするものです。これは只見総合開発センターの図面を紛失してしまったために地中埋設物のコンクリート等の量を完全に把握することができず、当初積算量より増加してしまったため、産業廃棄物の運搬経費と処分料が増加したものです。

配付させていただきました資料をご覧ください。左側ですけども、ラップルコンクリートといまして、これが基礎の下にありました。本体に八つ、八か所。あとは八か所が3列で24個。そこに三か所が2列で6個。合計30個で703トンとなっております。続きまして浄化槽が1個で225トン程度の重さでありました。次ページですけども、オイルタンクがありまして、これが約85トン。あと配管をガイドする配管トラフというものがありまして、これが約40トン。その他の要因を含めて1,060トンが増加したものにより、産業廃棄物の処理料と運搬費が増加したものです。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第84号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

どうもご苦勞様でした。

(午後3時29分)

